令和６年第１回湧別町議会定例会会議（第３日）

令和６年３月１２日湧別町議会議場に招集された。

１　応招議員は次のとおりである。

１番　関　野　一　良	２番　高　田　映　二	３番　加　藤　政　弘
４番　村　川　勝　彦	５番　下　田　英　人	６番　酒　井　純　一
７番　脇　坂　敏　夫	８番　小　形　秀　和	９番　檜　山　洋　一
１０番　山　本　栄　子	１１番　村　田　一　志	

２　不応招議員

なし。

３　出席議員は次のとおりである。

１番　関　野　一　良	２番　高　田　映　二	３番　加　藤　政　弘
４番　村　川　勝　彦	５番　下　田　英　人	６番　酒　井　純　一
７番　脇　坂　敏　夫	８番　小　形　秀　和	９番　檜　山　洋　一
１０番　山　本　栄　子	１１番　村　田　一　志	

４　欠席議員

なし。

５　地方自治法第１２１条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長　刈田智之、副町長　因洋史、総務課長　石塚謙太郎、企画財政課長　猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長　斉藤健悟、住民税務課長　細川徳之、農政課長　池田孔紀、農政課参事　山川渉、商工観光課長　松下一彦、建設課長　北林孝之、建設課参事　細川聡、会計管理者　梅津茂樹、出納課長　梅津茂樹、水道課長　出口幹敏、水道課参事　細川聡、福祉課長　前野和憲、福祉課参事　森野博之、健康こども課長　大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長　牧村宣幸、水産林務課長　井上道也、総務課総務グループ主幹　中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹　渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹　宮坂達也、企画財政課企画グループ主幹　西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹　西海谷巧、企画財政課未来づくりグループ主幹　渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹　西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹　岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹　竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹　鹿野峰志、建設課管理グループ主幹　藤直樹、建設課管理グループ主幹　宇佐美大我、出納課出納グループ主幹　吉松智弘、福

祉課湧別庁舎窓口グループ主幹　松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹　鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹　秋葉国宏、健康こども課健康相談グループ主幹　杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹　杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹　西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹　兼田稚子、水産林務課長補佐　田中千嘉伸、水産林務課水産林務グループ主幹　青山賢治、企画財政課財政グループ主査　峯田実、教育委員会教育長　阿部勉、教育総務課長　大口貢、教育総務課参事　澁谷順、教育総務課給食センター所長　根子敏男、社会教育課長　坂本雄仁、社会教育課参事　中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹　佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹　大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹　宍戸和幸、社会教育課社会教育グループ主幹　藤本祐司、社会教育課図書館長　中島一之、社会教育課ふるさと館ＪＲＹ館長　中島一之、農業委員会会長　吉村智之、農業委員会事務局長　宮本則幸、代表監査委員　水野豊、監査委員事務局長　近藤康弘、監査委員事務局次長　藪悟志、選挙管理委員会委員長　森谷重俊、選挙管理委員会事務局長　石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長　中川友広

6　本会議の書記は、次のとおりである。
議会事務局長　近藤康弘、事務局次長　藪悟志

会　議　に　付　し　た　事　件

別　紙　日　程　表　に　記　載　の　と　お　り

令和６年第１回湧別町議会定例会

議事日程（第３日）

令和６年３月１２日

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		一般質問
日程第　３	議案第２９号	令和６年度湧別町一般会計予算
日程第　４	議案第３０号	令和６年度湧別町国民健康保険特別会計予算
日程第　５	議案第３１号	令和６年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　６	議案第３２号	令和６年度湧別町介護保険特別会計予算
日程第　７	議案第３３号	令和６年度湧別町水道事業会計予算
日程第　８	議案第３４号	令和６年度湧別町簡易水道事業会計予算
日程第　９	議案第３５号	令和６年度湧別町下水道事業会計予算
日程第１０	承　　認	議員の派遣について
日程第１１	承　　認	閉会中の所管事務調査等の申出について （各常任委員会及び議会運営委員会）

開　議　宣　告（１０：００）

○議　　長　ただいまの出席議員は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、加藤君、４番、村川君を指名いたします。

日程第２、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

１番、関野君。

○１　　番　まず、質問に入る前に、１月１日の石川県能登半島周辺を襲った地震により、亡くなられた方、けがをされた方、また大きな災害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を祈念いたします。

さて、それでは一般質問に入ります。私は、今回定例議会におきまして、３点につきましてご質問いたします。

まず、１点目でございます。刈田町長の町政への基本姿勢について。令和３年10月24日執行の湧別町長選挙の選挙公報において、刈田町長は町政執行方針の基本姿勢として、町民との対話を基本としたまちづくり、将来に向けた目標を掲げ、変化を恐れず、推進役となりますと約束をし、町民により3,457名の信任を受けまして町長に当選されました。当時63歳の刈田町長の気概は、就任して２年半を経過した現在においても、何ら変わるものではないと思います。２年半の実務を終え、残りの任期について推進役、リーダーシップをどのように取っていくか、お考えをお聞かせ願いたい。これが１点目でございます。

次、２点目、雪まつり等の開催の考え。令和５年11月現在、保育所園児201名、小学生302名、中学生144名の園児、児童等が町内に在籍しております。この北海道に住む自分たちにとって、この積雪期を利用した、家の中で過ごすのではなく、１日でもこの雪を楽しむ発想で、冬期間全く利用されていないチューリップ公園脇の駐車場をメイン会場にした湧別雪まつりや前浜に接岸する流氷を利用した流氷まつりなど、子供が楽しめる企画ができないかと考えるが、町長の考えをお聞かせいただきたい。

３点目でございます。地震・河川氾濫・雪害に対する新庁舎に反映する機能

について。さきの石川県能登半島周辺で発生した地震では、未曽有の被害を被りました。日本には、千島列島、那須、鳥海、富士、乗鞍、白山、霧島の７つの火山帯があります。たまたま網走管内は火山地帯の上に存置しておりませんが、昨今の災害は突然の線状降水帯発生など全く予想ができません。現在集約した新庁舎の基本計画を作成中ですが、災害を踏まえ災害に対する新庁舎の備え、役割を町長自身どのように考えるかお伺いします。

以上、３点質問します。

○議　　長　町長。

○町　　長　関野議員、１点目の町政への基本姿勢についてのご質問にお答えいたします。

私は、令和３年11月、第３代湧別町長に就任させていただき、町政の重責を担わせていただくことになってから、早くも２年４か月が経過したところであります。この間、自治基本条例の基本理念、基本原則に基づき、まちづくり懇談会などの様々な機会を通じ、町民の皆様との対話を重ね、町政に対する多くの貴重なご意見をいただいてまいりました。年々多様化、複雑化する社会にあって、行政が取り組むべき施策や解決しなければならない課題は山積しており、スピード感を持って対応してきたところであります。

議員から２年半の実務を終え、残りの任期の推進役、リーダーシップをどのように取っていく考えかお聞かせ願いたいとご質問でありますが、私が就任時にお約束した町民との対話、変化を恐れず推進役を担う、この基本姿勢は今日まで変わっておりませんし、これからも変わるものではありません。

私は、町民福祉向上を最優先に考え、この２年余りで多くの種をまき、この種が芽を出し、花を咲かせ、実を結ばせることが私の責務であり、令和６年度の町政執行方針においてはゼロカーボンの推進、子育てしやすいまちづくりなど、５つの重点施策を掲げ、30年、50年後の本町の未来を思い描きながら予算編成を行ったところであります。

任期までの残り１年８か月、ここに住んでよかったと実感でき、町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、初心を忘れず、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、２点目の雪まつり等の開催の考えについてのご質問にお答えいたします。我が町湧別町は、恵まれた自然環境の下、一歩外に出れば大自然が広がります。現在、今年で38回を数えました冬のイベントの代表する湧別原野クロスカントリー大会では、白銀の大自然を舞台に一般の方々はもとより、小学生から高校生の皆様にも参加いただいております。また、教育委員会事業では、芭露のスケートリンクで開催されるスケート教室やスケート大会、そしてチャレ

ンジスポーツスクールや湧ゆう湧くわく体験塾、また中学校の総合的な探究の学習、湧別学ではスケート体験のほか、芭露川でのチカ釣り体験、五鹿山をフィールドとしたスノーシューを履いて雪山を探索するスノーハイク、さらにはレイクパレスの遊歩道をスノーシューで歩いてオホーツク海を目指し、流氷を見学する体験など、ふるさと湧別の大自然に触れ、冬を楽しむ活動が数多く行われております。さらに、毎年３月には湧別スキー協会主催の五鹿山スキー場まつりが開催され、スキー競技以外でもそり滑りやお菓子まきなどのアトラクションもあり、たくさんの家族連れでにぎわうイベントも開催されております。過去には、町民有志が主催したスノーフェスティバルが開催され、雪合戦大会や雪中かるたを行っていたほか、青年団体主催による子供対象の雪合戦や雪中ドッジボール大会が行われてまいりましたが、いずれも参加者の減少や運営する側の高齢化、担い手不足などにより存続ができなくなった経過があります。

イベントや祭り事は、行政が主導して行うことではなく、地域の盛り上がりやそういった機運の高まりによって運営側も楽しめることが大事なことだと考えます。雪まつりのような大きなイベントを行うとなれば、これを運営する人材や労力が必要になることから、これを継続する難しさもあると考えます。町では、町内の各種団体や事業者が行うイベントに対し、必要な経費の一部を助成する事業も行っておりますので、今後もそのような側面からの支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、３点目の地震・河川氾濫・雪害に対する新庁舎に反映する機能についてのご質問にお答えいたします。地震大国と言われる日本では、平成の時代に入って以降、震度７クラスの巨大地震が本年１月１日に発生した能登半島地震を含め、６回を数えております。

こうした中にあって、本町が位置するオホーツク海沿岸など、北海道北東部は活断層がないため、地震が少ない地域、地震が起きても揺れが小さい地域と言われております。一方で、気象災害につきましては、本町においてもいつ起きてもおかしくないと認識しており、そのときのために常日頃から備えておくことが重要であります。

住民の生命や財産を災害から守るための具体的事項を定めている湧別町地域防災計画において、町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置すると規定されており、その設置場所については通常は役場庁舎になると考えております。

内閣府発出の大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引では、災害対策の中核をなす役場庁舎は72時間は外部からの供給なしで非常用電源により庁舎機能を維持することが望ましいとされております。したがいまして、現在策定中の湧別町新庁舎建設等基本計画に庁舎の整備に必要な機能とし

て、外部からの供給なしに庁舎機能を72時間、３日間維持可能なバックアップ機能の確保、さらには防災情報システムなどを備えた災害対策本部室、防災備蓄倉庫、町民の一時避難や支援物資などの受入れスペースの設置などを検討していくことを盛り込み、防災の拠点となる安心、安全の庁舎を目指してまいりたいと考えてございます。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　今町長から私の質問に対しまして、３項目につきまして返答ありましたけれども、ここからは私の考えを申します。

町長は、令和３年10月24日の町長選挙の公報において、町民との対話を基本としたまちづくり、自信持ってやってください。応援します。そして、3,457票、これだけ取って町民の負託を得たわけですから、自信を持って進めていただきたいと思います。私たち議会も、議員さんも町民の洗礼を受けまして、ここにいる11名、議員になったわけですから、町長と同じ考えを持って進んでいきたいと思います。私は思っておりますけれども、その辺よろしくお願いします。ひとつその辺お聞かせ願いたい。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　関野議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、ここに住んでよかったと実感できて、町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指して、全身全霊取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　湧別町民は、町長に町政のかじ取りを任せたのです。そのことを肝に銘じてきっちりやってください。さらに邁進してください。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　第３代湧別町長として、今この任期中、私に負託された、信託されたと考えております。将来、30年後、50年後の先を見据えながら、まちづくりを進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　続きまして、２項目めの質問に入ります。

先ほど町の考えありましたけれども、今湧別町には地域おこし協力隊の方もおられます。それとまた、湧別高校生が街カフェをやったり、新しくやってくれています、若い人方が。ですから、何かやる場合の資金集めする場合には、

クラウドファンディングとありますけれども、お金ではなくて、人材のクラウドファンディング、そうやって若い人を募って、そういう湧別町の何か子供たちが楽しむ、そういう祭りを考えてはいかがかと思いますけれども、その辺町長、どのように考えますか。

○議　　長　町長。

○町　　長　冬期間の子供たちが集う場だとか、そういう部分についての考えだと思います。

冬期間、行政としては先ほど言ったとおり、クロスカントリー大会ですとかスケート大会等々も行っていますし、冬の事業もいろいろ行ってございます。大規模な一日を通した雪まつりというのは過去にもありましたけれども、なかなかやっぱり労力の必要なものでありますし、そこら辺の部分については地域の盛り上がりの中で進めていただきたいという部分であります。それに対しての協力を町はさせていただきたいと考えてございますので、今若い方々もいろいろ活動されている部分がありますので、いろいろお話を聞きながら、そういうことに取り組んでいく団体が出た段階においては、町としても支援をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　今町長から話ありましたけれども、やっぱり若い人方たくさんおりますし、いろんなアイデア持っています。町長の言うように、基本は地域が盛り上がって、それから行政がバックアップする、これが基本だと私は思います。こんな形で、私たち議員も私個人も応援したいと思いますので、何か要望する事項があれば、またそのときには行政にお願いしますので、よろしく。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　まちづくり、まちおこしについては、若い方々がその力を結集して進めることが大事だと思ってございます。そのような機運が盛り上がってきたときには、町として支援をしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　続きまして、３点目に入ります。

３点目の災害の関係です。最近本当に突然大きな災害があります。ただ、地震だけではなくて、水害もあります。後ろに１級河川ですか、湧別川も背負っております。何があるか分からないので、それに対しては常に万全の体制で挑むという考え方で、恐らく町のほうも今基本計画策定していると思いますので、その辺十分配慮していただきたいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　災害は忘れた頃にやってくると言われておりますし、絶対安全だというものについてはないというふうに考えてございますので、常日頃からそれらの備えを今進めてきておるところでございます。

地域防災計画の中でもハザードマップでも100年に１回、1,000年に１回という部分のシミュレーションもしておりますけれども、その中で減災、また予防という部分を進めていかなければならないというふうに考えてございますので、現在計画中の庁舎の集約に係る基本計画の中でもそれら最低限の設備はしていかなければならないと考えながら今計画を進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　町長、湧別町のかじ取り、刈田町長に任せたのです。自信持ってやってください。

以上です。終わります。

○議　　長　町長。

○町　　長　この４年間、私に任された部分でございますので、自信を持って、揺らぐことなく進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長　１番、関野君の質問が終わりました。

次に、３番、加藤君。

○３　　番　それでは、私から議長の許可をいただきましたので、２件の質問を行いたいと思います。

まず、１つ目は、申請手続の簡素化でございます。新型コロナウイルスの感染拡大防止やデジタル時代に見据えて、国においては行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが進められています。本町においても、順次押印が廃止されていると思いますが、いまだに押印が必要な条例、規則、要綱等でどの程度残っているのか、実情をお聞かせ願います。

他の自治体では、届出、申請、請求について押印省略に関する規則を定めて、利用者の負担を軽減し、諸手続や事務の簡素化に努めている事例があります。本町においても、行政サービスの向上を図るためにも、押印省略に関する規則の制定や見直しの基準等が必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、申請書様式の簡素化についても検討が必要と考えます。他町村では、１枚で済む様式が本町では２枚となっていないか。また、不要と思われる記入欄がないか、その実情と今後の方策についてお聞かせ願います。

続いて、２つ目は、かみゆうべつ温泉チューリップの湯の利用料金、回数券についてです。かみゆうべつ温泉チューリップの湯は、平成13年度に条例が制定されてから23年が経過しようとしています。当初大人の利用料金は500円でし

た。その後、令和２年に50円を増額し、このたびの改正で４月１日から100円を増額し、650円となります。この利用券のほかに回数券があります。回数券については、10回分の利用券に加えて無料券２回分を合わせて12回利用できることになっています。条例別表の使用料、入浴料については、大人と小人、そして研修室の使用料のみが決められており、回数券が規定されていません。近隣の多くの公的温泉施設では、条例に回数券が規定されています。地方自治法第228条第１項では、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定しています。湧別町体育施設条例において、五鹿山スキー場使用料のリフト券については、11回券、ナイター券、シーズン券など、１回券のほかの使用料も定めています。令和６年１月25日発行のかわらばんでチューリップの湯の入浴料の改定のお知らせがありました。この中に回数券の料金が掲載されています。このお知らせについて、担当課に照会しますと、事前に購入した回数券であっても、４月１日から１枚の回数券につき100円の追加料金を徴収するとのことです。このようなことから、利用者の間で回数券の取扱いについて苦情が寄せられています。前回、令和２年の50円の増額のときは、差額は徴収しておりません。なぜこのような対応をすることになったのかお聞かせ願います。

温泉施設ではありませんが、同じく回数券を扱うバス料金について、北見バス遠軽営業所に確認したところ、有効期限内であれば差額なしで回数券が使えるとのことです。北海道中央バスのホームページも同様に差額をお支払いいただくことなく、そのままご使用いただけますと明記しております。五鹿山スキー場使用料との整合性を図る上でも回数券を条例化し、有効期限を定め、４月１日以降であっても追加料金を徴収しないとすることで安定したサービスが図られ、施設に対して信頼関係が高まると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

以上です。どうもありがとうございました。

○議　　長　暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１０：２７）

再　開　宣　告（１０：２７）

○議　　長　会議を続けます。

町長。

○町　　長　加藤議員、１点目の申請手続の簡素化についてのご質問にお答えいたします。

役場へ提出する申請書類などへの押印手続につきましては、国からの地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知を受け、町民の皆様の利便性の向上及び手続の簡素化を図るため、令和３年９月以降、適

時関係する条例、規則、要綱等の見直しを進めてきたところであります。この見直しに当たっては、加藤議員が言われる押印省略に関する規則を制定し、特例として押印を廃止する手法も検討いたしましたが、それでは様式等に押印欄が残ることになるため、押印の見直しに伴う関係条例などを制定し、整備することとしたものであり、今後におきましても同様に進めていく考えでありますので、ご理解を願います。

本町の現状につきましては、最終見直しを行った令和３年12月時点で押印が必要な申請書等、884件のうち718件、81％が廃止済みでありまして、残る166件については見直しの際に町が定めました方針に基づき、国及び北海道の法令等により押印が義務づけされているもののほか、委任、同意、制約など最低限必要と思われるものについて押印を求めることとしたものであります。

様式の件につきましては、押印の見直しに合わせて一部見直しを行いましたが、今後も随時改善していきたいと考えております。

今後におきましても、他の市町村や行政機関などの動向も見ながら、押印の見直しや申請書の簡素化を進めるとともに、書かない、待たない窓口の導入、さらにはオンライン手続への移行などによりできるだけ役場へ出向かなくても手続が済むよう、町民の皆様の利便性の向上を最優先に考えながら、窓口業務全体の改善に取り組んでまいります。

次に、２点目のかみゆうべつ温泉チューリップの湯の利用料金、回数券についてのご質問にお答えいたします。チューリップの湯の利用料金につきましては、昨年12月の定例議会に提案をしてご承認いただいたとおり、大人料金を100円増額いたしまして、650円とし、４月１日よりその運用が開始されることとなっております。

加藤議員ご指摘の回数券の関係ですが、現在大人料金１人当たり550円の入浴券が10枚と入浴無料券が２枚の12枚つづりを5,500円で販売しているものでありまして、２回分の入浴無料券分のサービスは町が定めているものではなく、あくまでも指定管理者が行う自主事業の一環でございます。これは、開設当初から条例には回数券の定めはなく、委託している運営業者の裁量で行っているものであり、委託する民間業者が行う創意工夫とサービスにより利用者の満足度を向上させる狙いがあるものでございます。

それに対しまして、五鹿山スキー場の回数券につきましては、通常１回当たり100円の料金を11枚つづりで1,000円とし、これを町の施策として条例で定め、これを販売しているものであります。

したがいまして、温泉の回数券１枚当たりの料金は条例で規定する１人当たり大人料金550円と同額でありますし、550円券10枚プラス２枚の入浴無料券のサービスは指定管理者の裁量で行っているものであり、町の施策ではありませ

んので、規定できないものと考えます。

なお、バス会社等で発行する有効期限付の回数券について、指定管理者では逆にサービスの低下につながると考え、期限を付していないということであります。

また、現在の回数券の550円券を４月１日以降に使用する場合は、差額の100円を追加徴収させていただくことに対して、常連さんから苦情が寄せられているということにつきましては、指定管理者から報告を受けております。今回の料金の改定につきましては、ご承知のとおり温泉利用者数の減少と物価や燃料費等の高騰を受け大幅な赤字となり、その運用に支障を来していることから、令和６年度より大人料金の増額と指定管理料の設定を余儀なくされたところであります。このことから、このたびの料金改定に合わせ、12枚つづりのうち入浴無料券２枚を除く10枚の入浴券１枚ごとに550円という表示をさせることで550円の金券扱いとし、差額分100円の追加徴収を行うものであります。なお、550円の表示のない料金改定以前に購入された回数券につきましては、追加徴収せずにそのまま利用できるものとしております。

このことについては、４月１日からの料金改定に向け、利用者に対し理解を得るため３か月前から周知を行い、準備を進めてきたところでございます。しかし、指定管理者より社内協議の結果、本取扱いに対するお客様への混乱を防ぐとともに、今後も快適に温泉を利用いただきたいという思いから、差額分の100円の追加徴収を行わないで入浴をしていただくという旨の申出があり、町としましてもその意向を酌み承認をしたところでございます。

以上、加藤議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　まず、１点目の申請手続の簡素化についてでございます。

町長、今後も押印の見直しを行う関係条例を制定するとのことですが、私としては日頃から条例、規則を点検しつつ、押印省略に関する規則または基準等を制定しながらチェックするという、二重にチェックするという見直し等が必要かと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議　　長　町長。

○町　　長　申請手続の簡素化の部分でございます。

簡素化については当然やっていかなければならない部分でありますし、必要最低限押印が必要なものについて今残しているという状況であります。その規則をつくれば、それは条例改正も必要なくなるというようになってきますけれども、基本的には見直しを行って、条例、様式も全て変えていくという方針で今進めさせていただいてございます。残り166あるわけですけれども、基本的には委任、同意、誓約だとか保証人だとか、そういう必要な部分については今も

残させていただいていますので、この部分については随時見直しをしながら早急に必要のないものについては改正をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　先月、私税務署に法人税の免除申請に行きました。

そうしたところ、担当の方はこの免除申請に押印は要らないということでした。国においても、特別の定めがない限り原則押印を省略することになっています。窓口事務で条例集の中ではマル印が廃止されている場合でも、いまだに紙ベースの様式にマル印が残っていないか。私が聞くところによると、押印が必要なので押印をしてくださいと言ったら、それはおかしいのでないですかというやり取りで、担当者が照会したところ要りませんといった、そういう事例もあるので、いま一度点検する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　様式等でマル印があるというような部分については、様式を変えていないというようなことから、そういう部分が聞くところによるとあります。

印刷して残っているものを再利用しているとか、そういう部分でありますので、極力押印という欄をなくすようにいま一度職員に指示をしていきたいというように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　そのようないい取組を、ぜひホームページ等で押印の見直しを町が積極的に行っているということを周知する必要があるのではないかなと思っております。

高額療養費の支給申請手続、初回だけ手続が必要で、２回目以降は手続をしなくていいというようないい事例も聞いておりますので、より積極的にＰＲに努めてはどうかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　押印と手続の見直しをしたときには、かわらばんにて周知をさせていただいてございます。その後、ホームページにも、このときには載せているのですけれども、現在も載っていない部分もあろうかと思いますけれども、そこら辺も含めて周知をさせていただきたいと思いますし、当然見直しをして、職員にもその部分について住民に分かりやすく説明ができるような職員の研修制度も設けていかなければならないというように考えてございますので、そういうことで住民の方にお手間を取らせないような窓口業務を進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　続いて、様式の件です。

様式の枚数をより少なくすることで、手続が軽減されると思います。また、添付書類についても、これは廃止してもいいのでないかという添付書類があると思われます。こういったものを他町村との比較の上で検討してはいかがというふうに考えております。

また、施設利用の申請書の中で団体が利用する場合に団体の全員の名前を記入してくださいという欄のある申請書があります。これは、代表者の住所と氏名、ほか何名ということでも私はいいのでないかなと思いますが、そういった事例がほかにないのか、どう思われますでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　様式等々の関係につきましては、今事務改善等々の検討もしていただいている部分がありますので、そこら辺も含めて極力必要なもの以外については、町で確認できるものについては添付しないような形で進めていきたいと考えてございますし、また施設利用等々の団体については、団体利用が原則という施設があったものですから、そこに使う方の人数と名前を書いていただいたという部分がありますけれども、今度個人利用が可能になりましたので、その部分については代表者だけでも整理できるのかなと思ってございますので、そういう申請時において必要のないものについては極力なくしていきたいというように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　今後オンラインによる手続が相当増えてくると思います。しかし、依然として窓口に来て手続をする方が一定程度いると思います。この方々のためにも、より一層のサービスの向上に努めていただきたいというふうに思っております。

次に、チューリップの湯の回数券についてです。町長、先ほどのお答えの中で４月１日以降、いずれの場合でも100円追加しないというふうにお答えいただいたのですが、もう一度確認したいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　チューリップの湯の料金の改定については、12月議会で説明したとおり、３か月前に条例を改正させていただいて、４月１日から料金改定を行いますということで進めてきたところでございますし、10枚つづりの券、550円の券でございますけれども、それも基本的には３月31日までの利用だというふうに我々は考えていたところでございますけれども、100円の増額においていろいろ苦情が出ているというような部分から、この部分については指定管理者のほうで社内協議を行ったところ、今後も快適に温泉を利用していただくために、混乱を避けるために100円を徴しないで、今出ている回数券といいますか、550円の券についてはそのままの料金で入浴していただくという方向で社内で

取りまとまったということの連絡を受けましたので、今回報告をさせていただいているところでございます。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　どうもありがとうございます。
多分住民の方は安堵しているのではないかなと思っております。
それで、条例にうたう必要がないというふうに町長はお答えいただきましたが、今後650円がまた値上げするということもないわけではないというふうに私は思っております。その場合に、またこういう問題を生じないためにも、ぜひ条例にうたう必要があるのではないかなと考えております。ただし、その場合に有効期限を設けて、３か月ないし数か月、そういう規定を設けることによって、料金改定の場合に住民は安心して回数券を買い求めができるというふうに考えますが、いかがでしょうか。
○議　　長　町長。
○町　　長　かみゆうべつ温泉チューリップの湯の条例の制定といいますか、できたときの設置条例の中の料金の条例の立てつけといいますか、つくり方としては、あくまでも大人料金の入浴券１回何ぼ、子供料金何ぼ、それと施設の利用で何ぼというような立てつけでございます。もともとあの施設については、振興公社が管理するという前提で進められていた施設でありますから、そういう条例の中のサービスの部分というのは、あくまでも管理者側が設定したということで、一応我々は条例を普通に読む場合については、入浴券１回、当時は500円です。500円券が10枚つづっているという扱いだというふうに私は認識してございます。10枚を一緒に買うと、１枚のサービスを振興公社が出していたという扱いで条例を制定されてございます。現在においては、10回の回数券に１枚のサービス券と、さらに10回入ると、本来でいくとスタンプで10回たまると１回サービスなのですけれども、回数券といいますか、10枚つづり券を出した時点で、その10枚買ったことによる１枚のサービスと、10枚買っていますから10回入るという前提でつけているというようなことで、それは人の問題ですとか人的な手続が必要になってくるので、その作業を省くために１枚足して２枚にしているというふうに私は確認してございまして、そういう部分でございますので、あくまでも民間としてのサービスとして実施している部分でありますので、スキー場とはちょっと違う。スキー場とかバスとかというのは回数券という表記をさせていただいて、１枚つけて出すというようなことになっておりますけれども、こういう入浴施設等々の温浴施設だとか、こういうサービス施設については、それは指定管理者の裁量の中で実施いただくものかなというような考えで現在進めてございますので、その辺についてご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　今の町長のお答えは、すごく分かるのですが、果たしてそれ町民が理解できるかどうか、私は疑問に思います。利用する方が10枚つづりの利用券が、10枚が金券で２枚がサービス券として認識して入浴している方がどの程度おられるのでしょうか。回数券は、当然メリットがあるから皆さん購入するわけです。10枚が条例で規定されているもので、２枚が指定管理者のサービス、ご厚意であると、そういうふうに理解している方は、温泉に関係する方だけではないのでしょうか。この理論は、私としては利用者の目線ではなく、行政側の物の考え方というふうに思ってしまいます。もう少し利用者に対して丁寧に私は説明する必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
○議　　長　町長。
○町　　長　利用券の部分でございます。
当然平成13年にできたときからの部分でございまして、そういう中で進めてきているということであります。あくまでも１回入浴券500円、今550円でございますけれども、そういう中で一回一回買われて入る方もいらっしゃいますし、それ以外に10枚買ったら１枚サービスしていただけるというようなことであります。このサービス券については、料金が変わろうと、当然サービスの部分でございますから、変わらないものであると思います。町の条例で料金取れるのは、あくまでも入浴券の部分でございますので、今回４月以降、10枚つづりの券を発行する場合においては料金を入れるべきだろうというようなことは町側から指定管理者のほうにお願いをしているところでございます。だから、金額が入っておりますので、その金額が上がるときにおいては、その金額以上については基本的には支払っていただくということになると思います。そういうことの中で、条例に定めるとなると、10枚買ったら１枚分の料金が出るとなったとしても、サービス券ですから、料金が変わろうと、それで入れるということになると思います。その部分については、町が行うか指定管理者が行うかという部分でございますけれども、今までの流れでいくと町でなく管理者がそのサービスを行っているという状況で二十数年続いてきてございますので、その流れの中で進めていかさせていただきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　町長は、スキー場は町の政策で温泉は指定管理者の裁量の範疇というお考えなのでしょうけれども、私は同じというふうに考えております。当初温泉公社の時代にそういうふうに設定になったからということで、それをずっと踏襲するというのはどうなのでしょうか。管内の公的温泉施設においては、回数券がきちっと条例の中に明記されている温泉施設が多くあります。なぜ湧

別町は条例に制定できないのか、いま一度町長にお伺いいたします。
○議　　長　町長。
○町　　長　チューリップの湯の条例の部分でございます。
回数券というものをつくるのは、私も今回の改定に合わせていろいろ調べさせていただいて、回数券という制度は温泉施設ができたときからないという部分でありますけれども、回数券として出されていたという部分で管理者のサービスとしてあったというふうに分かったところであります。通常回数券というのは、大体11枚券で１枚というのがバスですとかスキー場とか、そういうのにはあるわけでございますけれども、その辺についてこれを制定した時点での意図的なものというのは当然あるのだろうなというふうに考えて、今回の部分であります。12月議会で改正をした時点においても、回数券という制度はないというようなことは当然分かっておられた部分でありますので、そこら辺を含めて、この部分を条例に入れる入れないにおいても、基本的にはサービス券については料金が変わろうがそのまま利用できるというのがサービス券でございますので、その部分についてはどちらが正解なのかについてはなかなか答えの出るものではないのかなとは思ってございますけれども、実際問題今黒字化にはまだ行っていない状況でございます。赤字化になってございますので、この部分も含めて指定管理者がサービスをするとしても、そのサービスに充てる部分については当然料金が入ってこないものですから、それに対するご提案も必要になってくるという部分もありますので、そこら辺も含めて指定管理と再度調整をしながら、４月１日から料金は改定になりますけれども、すぐ改正する部分でありませんので、そこら辺も含めて再度協議をさせていただきたいと思いますし、これが黒字化になった時点においては、あくまでも管理している業者さんのサービスとして行うことがいいのかなという部分もありますけれども、現在指定管理料を町が設定させていただいた部分もありますので、そこら辺も含めて協議をさせていただきたいと思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　令和２年の50円改定のときには、このような問題が生じておりません。
今後、先ほど申し上げましたように、改定になる場合も混乱が生じないよう条例に規定することは私は必要でないかなというふうに思っておりますので、今後の検討も含めてご議論していただければ幸いかなというふうに思っております。
以上で私の質問を終わります。
○議　　長　暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１０：５５）

再　開　宣　告（１１：０５）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番、村川君。

○４　　番　それでは、１件の一般質問の趣旨説明をいたします。

老朽化した水道施設の早期整備について。令和６年の新年を迎えた１月１日午後４時10分頃、石川県の能登半島で大きな地震が発生し、それから３か月が経過しつつあります。元旦を襲った最大震度７の地震は、240名の人命を奪い、今も１万4,000人が避難所で毎日非常に不便な生活を過ごしている状況にあります。亡くなられた方々に深く追悼の意を表すとともに、負傷された方、住宅が壊れて住めなくなった方々など、多くの被災された皆様方にかける言葉も見つかりません。今回の能登半島地震の特徴は、道路、水道といったインフラやライフラインが壊滅的な被害を受け、長期間にわたり被災した住民の生活に大きな支障を来しており、苛酷な状況が続いています。この能登半島地震は、世界有数の地震と火山大国である日本に住む私たちにとても大きな教訓を与えてくれたと思っております。

その中の一つである水道施設についてでありますが、大地震から１か月たっても石川県内の約４万890戸が断水のままであり、飲料水、食事、お風呂や洗濯、トイレといった日常生活に欠かすことのできない水が一滴も出ない状況にありました。水というものは、日常生活に欠かすことのできないものでありますので、行政は常に安全、安心な住民の水の確保に努めなければならないと考えます。このことを本町に置き換えて考えたとき、千島海溝や火山列島である千島列島、カムチャツカ半島などで大きな地殻変動や火山噴火等、想定を超えた大災害が発生したときに、現在の老朽化した水道施設の整備が急務であると考えます。道内においても、胆振東部地震などで断水を経験いたしました。道内の浄水場の耐震適合率は45％程度であり、耐震化された水道管の整備を早急に進めることが町民生活に直結する重要な施策であり、優先的に実施する必要があると考えます。限られた財源を町民の安全、安心を求めて執行するときに、現状置かれている本町の水道施設の再整備について、どのように取り組もうとしているのか。さきの私の一般質問には、随時故障箇所から修理して対応していくと答弁されておりますが、災害が起こってからでは対応はできないと考えます。老朽化した浄水場、各地域まで水を届けている基幹管路と呼ばれる水道管は、大きな地震が発生すると多大な被害が起きると考えられますので、浄水場をはじめ、本管の耐久性の調査、整備を早急にすべきと思いますが、いつから実施計画を立て進めていくおつもりか、住民生活を基本として真剣に考えるべ

きではないかと思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。
終わります。
○議　　長　町長。
○町　　長　村川議員の老朽化した水道施設の早期整備についてのご質問にお答えいたします。
まず、水道事業の配水管におきましては、公営企業の健全化に向けた国からの指針があり、平成30年度に水道アセットマネジメント計画にて管の耐用年数の調査を実施しております。令和６年２月現在、総延長約214キロメートルのうち、全体の約85％につきましては耐用年数内であり、耐用年数を経過した管が約15％となっております。この管につきましては、給水に影響がないことから順次交換する予定であります。
また、ここ数年相次ぐ大規模地震の発生により、水道施設への耐震化改正について国からのガイドラインが示されており、特に重要な病院や役場庁舎などへの給水を確保するため、基幹管路の整備について検討を進めるよう促されているところであります。
現在の町の耐震化率は、配水管全体で約16％となっております。基幹管路として利用している約30キロメートルにつきましては、耐用年数内であることから耐震化工事を実施しておりませんが、特に重要なライフラインとしていることから、早急に耐震化計画の策定を進めてまいりたいと考えております。
また、水道施設整備につきましては、大きな費用が必要となることから、国に対し引き続き支援制度の拡充、強化を強く要望していく考えであります。
以上、村川議員への回答とさせていただきます。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　ただいま町長から答弁をいただきましたが、東山浄水場から基幹路線については耐震調査はしていないというふうに私は聞いていましたが、平成30年に管の耐用年数の調査を実施していることですが、それはどのような調査をしたのか。また、設置してから、この基幹管路が何年経過しているのか。そしてまた、先週ですか、道新に道内179市町村のうちの水道管の耐震率がゼロ％だった12自治体の中に湧別が入っております。このことは、道新の報道とは異なっておりますが、どのような報道との違いがあるのかお伺いをいたします。
○議　　長　町長。
○町　　長　耐用年数でございます。あくまでも耐用年数でございますので、これは平成30年に水道アセットマネジメント計画という、耐用年数等を含めて今後水道事業を行っていく場合にどのような改修等を行っていて、企業会計でございますので、どのような水道料金にすることによってそれらを改修してい

けるのかというような調査を行っているところでございます。

この部分について調査をしたところで40年、基本的には水道管40年が一応耐用年数と言われる部分でございます。それが85％、今まだ40年経過していないという状況でございまして、その中で15％については順次取り替えていくという方向で進めているところでございます。

それと、耐震化率で、先日の３月２日の朝刊でございます。この湧別町内という部分で載ってございまして、私もびっくりして職員に確認したところ、職員も勘違いした部分がありまして、水道会計と簡易水道会計とあるものですから、水道会計分においては耐震化工事は行われていないということの表現だったと思います。旭、富美の路線については、最近完成したばかりでございますので、その部分については耐震化工事が行われておりますので、一応先ほど言いましたとおり16％の部分については耐震化の工事が、簡水含めますと16％の工事が終わっているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　今会計の関係で違いが出てきたというような答弁をいただきました。

また、先日の新聞報道で北見市が能登の災害についてのボランティアに職員を派遣していきました。その職員が帰ってきてから職員からの報告を受け、大変悲惨な状況であったということで、市においても大きな問題として捉えなければいけないという報道がされております。これ、道新に大きく出てございますが、湧別町においても今年錦町、道道沿いの管が破損し、水が吹き出すようなことがありました。この数年でそのようなことが数件続いていると聞いております。どうあれ、財政の安定している間に住民の安全と安心のために早期整備をすべきというふうに考えます。町長は、早急に耐震化計画を立てると言っておりますが、災害はいつ、どこで、どういうふうに起こるのか、予期できるものではないものでありますので、住民の安心のためにこの計画を何年度から立てるのか明白にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　水道、下水道、道路等、ライフラインについては、当然整備していかなければならないものでございます。この水道の耐震化というのも最近国のほうから出されてきているという部分でございます。

今回の能登半島地震においては、活断層の多い地帯でありますし、岩盤地帯であるということで、大きくずれて水道管が破裂しているという部分でございます。地域、地域によってそれぞれ事情がありますし、本町の場合においては、断層というよりは泥炭地帯でありますので、冬期間の凍上等によってつなぎ目

が破損するというようなことで毎年漏水が発生しているという現状もございます。そういうものを含めながらいろいろ対応させていただいてございますし、今後においてもその漏水等に合わせて、それらの部分の耐震化も進めていくということもしていかなければならないのだというふうに考えてございます。

ただ、巨額の費用がかかるという部分、これは全国的に皆さん言われている部分でございます。水道事業について、今まで厚生労働省だったのですけれども、担当が国土交通省に替わって、全国的に水道事業の見直しが必要になってきたのだろうということも国のほうでも言われてございますので、国のほうとも十分協議をしながら、この耐震化計画に係る準備ができ次第、早急に取りかかっていきたいと思います。

また、これに係る経費等については、当然また補正予算等々でお願いする部分にもなっていくと思いますけれども、その辺の準備が整い次第、早急に計画の在り方についてお示しをさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　当然行政としての考え方はそのような考え方にはなるのだろうと思いますが、これは水道の関係については全国的に予算が今まで補助事業がなかったというようなことで、今全国的に要請をしているというふうなこともありますので、当然できるだけ補助を受けながら、町のお金をあまり使わないような形でやるということは基本ではあります。しかし、やっぱり災害というのは本当にいつ起きるか分からない。100年に一遍という話も今まで何回か聞いていますけれども、100年に一遍が明日かもしれない。これは、日にち定まっているわけではないのです。町長がいつも言うように、今は財政安定していますよというようなことで、やっぱり町の財政が安定しているときに住民の生活に関わる大きな案件なのです。ですから、それは多少町単費が負担しなければならないような状況であっても、やっぱりそれは一日でも早く進めていくというような考え方に立って、住民に安心、安全の気持ちを持たせていかなければならないというふうに思っておりますので、町長、再度国の補助金がある程度になってどうのこうのというと、決まるまで全然進まないのです。北見市の何か見ていても、それはそこを基本にしているのだろうと思うのですけれども、市としてやっぱり相当積極的に考えていくというように報道されておりますので、湧別町は北見市と違って財政的には万全でありますので、一日でも早く住民が安心して暮らせるような体系づくりに邁進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　住民に一番影響のあるライフラインの問題でありますので、当然

これらの部分については進めていかなければならないというふうに考えてございます。現在の整備状況でいきますと、耐用年数内に入っているという部分と、この地域、大きな地震が少ないということで、震度３以上の地震にはなったことがないというような状況にあります。それに甘えているのではなくて、いつなるかという部分については、いつになるかというのは分からないのはそれは現実でございますけれども、それに合わせてどの程度のものにするかという部分についても、当然耐震化計画を取っていかなければ、なかなかお示しできない部分がございます。この水道ができてから一度もそういうような状況になっていないという部分もありますし、それらを考えながらどう進めるかというのは、やっぱり計画を立てなければできないという部分であります。基本的には、平成18年の台風、大雨のときに取水口がやられて給水ができなくて、水を配ったというような事態もありますので、いつ、何が出てくるかというのは分からない部分がありますので、それらも含め常日頃バックアップ部分の体制は整えていかなければならないと考えながら進めてございますので、耐震化計画つくりながら、この地域に合った耐震化というのが当然あるのだろうと思ってございますので、それも含めて、財源は当然確保していかなければならない部分がありますけれども、必要に応じては単費にならない部分も多分出てくるのだろうと思ってございますけれども、基本的には国等々で進めている部分もありますので、それらを使いながらその事業は進めさせていただきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君の質問が終わりました。

次に、８番、小形君。

○８　　番　私からは、町長に湧別町を積極的にアピールしていただくべきだと思って一般質問させていただきたいと思います。

先日、湧別高等学校生徒と議員との意見交換会を実施いたしまして、紋別市から通学する生徒が湧別高校に入学してきた理由を通学費の援助があるからと答えており、湧別高校存続対策の生の声を聞くことができました。

また、今議会でゼロ歳児から２歳児までの保育料を無料にし、保育料の完全無償化を実施する条例を可決いたしました。このことは、湧別町は子育て世代の経済支援はもとより、子供を産み育てやすい町であることを宣言したものと感じております。

今後、刈田町長と町職員の皆さんには、他町村では行っていない施策や湧別町のよいところをもっと町外に積極的にアピールしていただき、少子化対策、人口減少対策を実行していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　小形議員の湧別町を積極的にアピールすべきについてのご質問にお答えいたします。

私は、就任時の所信表明において、人口減少への取組が最大の課題であると申し上げ、令和６年度の町政執行方針においては子育てしやすいまちづくり、産学官連携によるまちづくりなど５つの重点施策を軸に、30年、50年後の本町の未来を思い描きながら令和６年度の予算を編成したところであります。

本町においては、その時々の時代背景や経済情勢に応じ、町民ニーズに沿って生活支援や子育て支援、教育の振興、定住の促進など、これまで他の自治体に引けを取らない各種施策、町民サービスを展開しております。

小形議員から他町村では行っていない施策や湧別町のよいところをもっと町外に積極的にアピールしていただき、少子化対策、人口減少対策を実行していただきたいとのご質問ですが、人口減少対策は自治体間の競争であると考えております。産業振興、子育て、福祉、教育、生活、住まい、食など、町の施策、地域資源や価値を線でつなぎ拡大させ、町のブランディング、プロモーションによって知名度を上げることで、湧別に行ってみたい、湧別を応援したい、湧別に住みたいと思ってもらえ、観光振興、移住交流の推進、ふるさと納税の拡大など、関係人口や交流人口の拡大につながるものと考えます。

その一つの例が地域資源、保育、地方暮らしの３つの施策をパッケージ化して展開する保育園留学であります。ブランディングには、プロモーションや広報戦略が大事な要素であり、町のホームページだけではなく、他の自治体では施策ごとに専用ポータルサイトを立ち上げ、また新聞、テレビなどのメディアをうまく活用するなど、広報戦略を行っている自治体もあります。

今後においては、重点施策に位置づけた５つの分野のほか、本町の施策、魅力について産業間ネットワーク、構成団体との連携、都市部でのイベントや物産展への参加、企業や関係機関との連携、さらには専門家のお力をお借りしながら積極的にアピールしていきたいと考えてございます。

以上、小形議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　８番、小形君。

○８　　番　今刈田町長から積極的にアピールしたいという趣旨の答弁をいただきました。

湧別町民となることのよさ、湧別町で子供を育てることのよさ、湧別町に住むことのよさ、湧別町にはまだまだよいところが多くあると信じております。日本全体が人口減少に入っていく中で、湧別町もまた生産人口の人材確保や少子化問題、人口減少問題等に少しでもブレーキをかけるためにさらに力強く町長の積極的にアピールする行動を実行していただきたいと考えております。

再度の力強い答弁をひとつよろしくお願いいたします。

○議　　長　町長。
○町　　長　湧別町を積極的にアピールするという内容でございます。
私自身、本当にアピールが下手だなというふうに思っているところであります。そこら辺も含めて、今職員とも一生懸命考えながら検討しているところでございます。
町内には仕事もたくさんありますし、まだまだ人が入ってきて活躍できる場が多くあると思ってございます。それらも含めながら、関係団体とも一緒になって、移住、定住を進めていきたいし、また高校生においても町内で就職していただくというようなことも含めて、もう少し年間を通じて、１年生から３年生までの間においていろいろな体験をしていただきながら企業のよさを知っていただくような活動も含めて町内に残っていただくというようなことも取り組んでいきたいというように思っていますし、外から移住していただく方にもいろいろなアピールをしていきたいというふうに考えてございます。今回予算案にもありますけれども、外部の方のご意見もいろいろ聞きながら、それらのアピールの方法、また仕方ですとか、そういうものも含めて検討してまいりたいと思いますので、積極的に町内のアピールをして、私が先頭になって進めていきたいと考えてございますので、今後とも議員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。
○議　　長　８番、小形君。
○８　　番　私の知るだけでも、川西等にも紋別市から移住してきているといいますか、空き家になったところを入ってくれた人がいます。
また、湧別の漁業の青年たちも、若い人らも帰ってきている人らもおります。出る人も多いのですけれども、帰ってくる人らもたくさんいますので、ひとつそのことを踏まえて、もっともっとアピールしていただき、できるだけ少子化や人口減少にブレーキを、止められないにしても、ブレーキをかけながら湧別町全体の力をもっと出し切ってやっていただきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。
○議　　長　町長。
○町　　長　湧別町には、多くの魅力があります。多くの方も入ってきております。農業、漁業含めて、酪農においては新規就農も多くの方が入ってきてございまして、多くの子供たちも連れてきていただいて、人口の増加につなげていただいている部分がございます。そういう部分も含めて、湧別町の魅力を強く町外に発信しながら、多くの方が来ていただけるような活動をしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　以上をもって一般質問を終了いたします。
日程第３、議案第29号　令和６年度湧別町一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、去る７日の本会議で提案者から説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑に入るわけですが、十分な審議と効率的な議事進行を図るためお手元に配付いたしました予算審議区分に従って行いたいと思います。質疑に当たっては、議案または資料等のページを示してから行うようよろしくお願いいたします。なお、歳入歳出総括の質疑は行いませんので、歳入と歳出で関連のある質疑については歳出の各款または歳入全般のいずれかで質疑を行っていただきたいと思います。これに異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本年度の予算審議については配付しております予算審議区分に従って進めることに決定をいたしました。

それでは、初めに歳出の質疑に入ります。第１款議会費、第２款総務費の質疑を行います。

２番、高田君。

○２　　番　89ページ、保育園の留学事業についてでございます。

一応確認も含めてございますけれども、この制度、非常に斬新な、すばらしい制度ではないかと思うわけでございますけれども、この受入れをする時期というか、年間を通して受入れを進めるのかがまず１点です。

そして、受入れ施設は湧別の認定こども園ということになっておりますけれども、認定こども園に対してこの受入れするための体制づくりと調整はされているのでしょうか。

それと、都会の方、都市部から受入れということになっていますけれども、都会というくくり、どこまでの都市部を都会と、湧別町以外なのかな、分からないですけれども、どこまでを都会というふうに捉えているのか。

３点をお願い申し上げます。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　高田議員の89ページ、保育園留学に関するご質問でございます。

本年度から保育園留学に取り組むわけでありまして、その関連予算、計上させていただいております。まず、当面の導入スケジュールでありますけれども、まず４月にこの中間業者に委託する業務の入札等を行いながら、地域資源の掘り起こし、素材の共有というものを行いまして、専用の予約サイトを立ち上げる準備に入ります。そこで、町の写真ですとか、そういったものをそろえて、８月頃には体験住宅の受入れ施設が完成いたしますので、９月をめどに入居ができるというような体制になってまいります。そのサイトが立ち上がりましたら、全国的に発信をいたしますので、予約を受け付けるということであります。

それで、年間の受付の人数なのですけれども、先ほどの２点目のこども園の体制の部分とも絡むわけでありますが、現在の一時保育の制度を利用して、今回保育園留学を受け付けるということでありまして、今の園の体制から最大２名までが受け入れられる人数ということで想定しております。ですので、この２名が随時受け付けて、１週間から２週間の範囲で２名予約を受け付けて通年でいくというようなスタイルになるかと思います。

それから、都市部の範囲というところでありますけれども、全国に町の魅力を、先ほどの一般質問でもありましたように、魅力を発信して、湧別に来てもらいたいというところの情報発信でありまして、どこという部分ではなくて、湧別の魅力を感じて、こちらで一定期間過ごしたいという方であれば受け入れたいというふうに思っております。どこの地域ということの限定はしておりません。

以上でございます。

○議　　長　８番、小形君。

○８　　番　同じく89ページの保育園留学、関連で事業の委託のことなのですけれども、こども園に児童の受入れがあると思うのですけれども、その児童の年齢といいますか、一般的には物分かるような子供が来るのかなという感じはしているのですけれども、その辺の年齢は、こども園ではゼロ歳児から受け入れていると思うのですけれども、どのような子供の年齢が対象になるのかなという感じがしておりますのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議　　長　児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長　小形議員の保育園留学における受入れ児童の対象年齢のご質問かと思います。

一時預かりの、一時保育の制度を利用して受け入れるということでございますので、一時保育自体は６か月の児童から学校に入る前の５歳児の児童の受入れとなっておりまして、それが先ほど答弁いたしました一定の期間の２名の受入れ枠の中でその児童を受け入れていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　１点お聞きいたします。

予算書91ページ、説明資料30ページで伺います。地域おこし協力隊受入・活動支援事業の委託料696万6,000円で伺います。これにつきましては、資料等を見ますると、旭川福祉専門学校を卒業し、福祉会で就労する外国人を地域おこし協力隊員として委嘱し、仕事をしながら協力隊の業務をしていただくという考えですが、外国からの若い人かと思いますが、仕事や湧別の生活も分からず、地域おこしの仕事が卒業してすぐにできるのか疑問を持っていますので、お伺

いをいたします。
○議　　長　未来づくり担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　檜山議員の地域おこし協力隊受入・活動支援事業に関する質問でありますが、今回の町内福祉施設にお勤めになられる外国人の方が就業する際のことでありまして、資料の中段にありますように、協力隊の業務といたしまして、福祉会が運営する介護施設での業務の従事、あるいは外国人目線の町のイベント等に参加した場合の感想等の情報発信ですとか、また外国人多文化共生施策の企画運営にも関わっていただきたいという部分を期待しているところであります。この部分、地域おこしというよりは、今回住民の登録をこちらに移動していただいて、地域で活動していただくという趣旨の隊員でありまして、この財源が特別交付税措置を受けられるということでありまして、地域おこし協力隊の制度を利用して就業対策をしたという内容でありまして、という理由でありますので、ご理解をお願いいたします。
○議　　長　９番、檜山君。
○９　　番　その地域おこし協力隊の制度を利用して町へ来ていただいて、その費用を払っていくというようなことでの答弁ですが、これ１人頭にしますと約350万円ほど給与相当額を払うという形になりますね。そうすると、制度を利用してという中でありながら、仕事はしてもらわないとならぬと思うのですが、それらはできるのかどうか。そして、仕事の確認などどういうふうにやっていくのか、その辺をもっと詳しく教えてください。
○議　　長　未来づくり担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　檜山議員のご質問であります。
　協力隊の任用形態については、町が直接雇用する場合と事業所に派遣をして委託する場合、それから個人が事業者として協力隊として町の委託を受けて活動するという３パターンがあります。今回この方については、福祉会が運営する介護福祉施設での業務に従事ということで、施設に派遣をして仕事に当たってもらうということでありますので、その労働管理等については福祉施設のほうでやっていただくということになると思います。
　以上でございます。
（何事か声あり）
○企画財政課未来づくり担当課長　仕事の従事しているかどうかの部分でしょうか。
　その部分については、福祉会の所属の職員でありますので、福祉会の職員として働くわけですから、そこで施設の業務に当たっていただいて、施設の命によって仕事をするということでございます。
　以上でございます。

○議　　長　９番、檜山君。
○９　　番　その施設の職員で施設の業務をするというのは、施設のほうとしては当然の話なのかなと思うのですが、町としてこうしてお金を出すということは、地域おこし協力隊としての仕事はしていただかないのですか。
そして、いつまで、何年間これをやる予定なのですか。
さらに、３回目ですのでもう一つ聞きますが、この説明資料を読みますと、活動費や着任経費等は産業間ネットワーク会計より支給するというふうにありますが、なぜ会計を区分してやらなければならないのでしょうか。その辺についても伺います。
○議　　長　未来づくり担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　答弁足りなくて申し訳ございません。
地域おこし協力隊の業務については、今回ここに書いておりますとおり、福祉会が運営する介護福祉施設での業務、これがまず１つ目の業務になります。それが介護施設に協力隊という制度を利用して働いていただくという内容でありますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。
また、活動経費を産業間ネットワーク会計より支給するという記載については、これまでも地域おこし協力隊に対する支援等については、地域おこし協力隊活動支援助成金交付要綱というのを設けておりまして、また産業間ネットワークの事業の中で地域おこし協力隊の定住に対する支援ということを一つの事業内容に掲げておりまして、このことに基づいて支援をしていると。これは、これまでと同様の扱いとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。
それと、もう一点、何年間かという部分でありますけれども、協力隊としては最大３年間活動できるということでありますので、協力隊としては３年間という部分であります。ただ、その後その方がまだ業務に関わりたいという部分があれば、協力隊は外れて、そこでの職員として採用される。採用はそこでされておりますけれども、協力隊の制度を使って財源を確保しているということでありますので、ご理解をお願いいたします。
○議　　長　９番、檜山君。
○９　　番　今いろいろ話を聞きましたが、地域おこし協力隊でその中で福祉会が運営する介護福祉施設での業務、これが第一なのでしょうけれども、これらをそれで地域おこし協力隊というのはいささかやり方は無理があるのでないですか。
○議　　長　副町長。
○副 町 長　檜山議員のご質問にお答えいたします。
今回の予算につきましては、このたび地域おこし協力隊という制度、通常であれば都市部から地方に地域おこしをする活動をする方を募集して、来ていた

だいた人件費だとか、そういったものに対して特別交付税の財源が国から用意された中で地域の活性化を図っていただくという趣旨の制度であります。その中で企業に地元の、地方の、この場合ですと福祉会になりますが、そういう企業に入った中で地域おこしをやっていただくというケースもつくられたということで、その制度をうまく利用して、これまで平成３年から両福祉会で、東川に外国人の学校がある、そこの留学生を面接、採用して来ていただいて、今働いていただいているのはご承知かと思います。それと全く同じことを、今度は少し外国人の目線でということで、資料に書いてあるとおり地域のことも少し関わっていただくということで、この地域おこし協力隊の制度を、国の制度を使えるということで採用させていただくということであります。ですから、基本的には両福祉会に就職されて、介護の業務をやっていただく方ですが、それであと勤務時間外で少し町の海外に向けた情報発信だとか外国人の視線で感じたことを教えていただいて、それを町として発信していくだとか、そういったことをちょっと賦課させていただくということで、国から１人当たり三百数十万円の財源がいただけるということで、うまくこれは使えるものだということで今回やってみようということでありますので、今担当課長が申し上げたとおり、その３年までがそういった制度で使えるものですけれども、それ以降は通常どおり協力隊としては財源はなくなりますので、通常どおりの福祉会の職員としてこの場で働いていくことになろうかと思います。その先については、雇用関係でありますから、どのようになっていくかは分かりませんけれども、願わくはその後もこういう活動を通して町の地域づくりに貢献していただけたらなということは念頭にございますけれども、そういったことであくまでも今までやっていたことにこの地域おこし協力隊制度を活用するということの件でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　私から２点なのですけれども、先ほど高田議員と檜山議員と関連なのですけれども、１点目は89ページの保育園留学業務委託料の件で大分質問で内容は分かったのですけれども、あと１点、住まいは中湧の南町、通うところは湧別認定こども園ということなのですけれども、通所する手段というか、そういうものとか、いろいろその辺は考えていらっしゃるのかお聞きします。

それと、もう一点は、地域おこし協力隊の件なのですけれども、先日説明したので、私聞き逃しているのかなと思うのですけれども、今年の３月いっぱいで地域おこし協力隊をやめられる方と、あと４月から新たに地域おこし協力隊が入る人数ですね、何名になるのかお伺いします。

それと、１点なのですけれども、湧別高校、この間伺いましたら、地域おこし協力隊ということでネームがあって、詳しくは分からないのですけれども、

その方というのは４月から新しく入るのかなと思うのですけれども、湧別高校専属でその方が入るのか、その１点もお伺いします。

あと、２点目の地域おこし活動業務委託料で予算171万3,000円あるのですけれども、この委託業務というのはどういう内容なのか確認します。

あとそれと、今檜山議員が説明した中の地域おこし協力隊の696万6,000円は２名分ということなのですけれども、先ほどちらっと今年湧別福祉会と上湧別福祉会に１人ずつ入るようになっているのか、その２名なのか。あと、福祉会にも去年２人ですか、入っている方が慣れて、結構優秀だというのを聞いているのですけれども、そういう方を該当にしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議　　長　昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休　憩　宣　告（１１：５８）

再　開　宣　告（１３：００）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号、第１区分についての質疑について、山本君の質疑に対する答弁から続けます。

未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　予算書89ページ、保育園留学に関する山本議員のお尋ねでございますが、保育園留学につきましては受入れ施設は湧別認定こども園、滞在住宅については中湧別南町の移住体験住宅を使っていただくということになります。その間の通所につきましては、保護者の送迎というのを原則にしておりまして、滞在するご家族で保育所までの送迎はしていただくということになりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、91ページ、地域おこし協力隊の関係でございます。先ほどもご質問あった件ですけれども、地域おこし協力隊については域外の人々が条件不利地域に住民票を異動して、そこに自治体が協力隊として委嘱して、町内の活動をしながら将来の定住することを目的とした制度でございます。本町におきましては、令和５年においては町の情報発信業務で１名、これは町の雇用している職員でありまして、またもう一名については、ジビエの事業継承ということで１名、令和５年度においては２名活動をしております。令和６年になりますと、ジビエの活動している隊員が任期満了ということで卒業いたしまして、新たに湧別高校の地域魅力化コーディネーターということで４月１日に１名採用となります。また、ここで２名体制ということになっております。

それで、先日湧別高校に行ったときにインターン生として活動しているというご質問でありましたけれども、この方、４月１日からコーディネーターとして採用される方でありまして、協力隊については事前にインターン制度という

ことで、その地域に事前に来て活動することが認められております。この制度を使って２月の末にこちらに入りまして、インターン活動をして事前に湧別高校の雰囲気ですとか、そういった業務の内容だとか、そういうものを体験していただいております。これも特別交付税措置がある制度でありまして、この経費については12月定例会の議会のほうで補正予算として計上させていただいた内容であります。

次に、地域おこし活動業務委託料の関係でありますけれども、前段説明いたしました情報発信業務を行っている女性の隊員が産休、育休の期間を経て、任期満了を９月末で迎えることになります。ただ、地域おこし協力隊の活動の中でコロナ禍で十分な活動ができなかった場合については、２年間まで活動の期間を延長できるという仕組みになっております。その制度を利用いたしまして、10月以降、町の雇用型ではなく、個人の事業者としての委託業務を協力隊委託業務ということで今回171万3,000円を計上した内容でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議　　長　福祉課参事。

○福祉課参事　私のほうから地域おこし協力隊の外国人についてのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど山本議員がおっしゃっていたとおり、東川町の外国人介護人材育成協議会から昨年の４月より湧別福祉会に中国の方１名、上湧別福祉会にベトナムの方１名が介護福祉士として就労しております。施設側からは、日々一生懸命頑張っているというふうにお話を伺っているところでございます。

今回の地域おこし協力隊の外国人につきましても、同じように介護福祉士の資格を持った方２名、この２名はインドネシアの方でご夫婦なのですけれども、各１名ずつ各法人に就労することとなっております。お二人とも専門学校に入る前に日本での企業での就労経験がありまして、日本語も非常に堪能で、優秀な方と伺っております。昨年の12月に協力隊の制度について両法人に説明と、あとご本人、あと育成協議会、学校の関係者と私どもで面談をして、制度の趣旨だとか、またこちらに来てからの内容等も十分説明した上で納得をしていただいて進めてきております。お二人とも少しでも湧別町のために貢献したいとおっしゃっておりました。そういうところからしても、介護の仕事、業務はもちろんですけれども、地域おこし協力隊としても活躍していただけるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　地域おこし協力隊の新年度からは２人体制ということで、あと委託料の171万3,000円については、今協力隊の方が来年の３月までという171万3,000円なのですけれども、これは来年の３月までということで、その後の継続

はあり得るのかどうかお伺いします。

それと、福祉会に入る件で地域おこし協力隊の件なのですけれども、この件の制度というのは今年度限りなのか、毎年この制度というのは続けられていくのかと、あともう一点、今回は湧別福祉会と上湧別福祉会ということなのですけれども、今後もしこういう制度があれば、民間というか企業にもそういう制度が使われるのかどうかお伺いします。

それと、保育園、あと保育園留学の関係なのですけれども、中湧から湧別まで、あくまでも保護者が送迎するということなのですけれども、遠くから来られた方というのは車で来られなかったらバスで送り迎えということになるのですけれども、これ検討されたときに湧別も一般の体験住宅あるのですけれども、認定こども園の近くなのですけれども、そういうのって考えられなかったのか。

あと、期間的に１週間から２週間ということなのですけれども、せっかく来てこっちのいろんなことに対応するために保育園に行くだけではなくて、やっぱりお母さんたちの交流とか、そういうのも考えてのこういう結果になったのかお伺いします。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　山本議員の質問にお答えいたしたいと思います。

協力隊の活動業務委託料でありますけれども、今年の令和６年10月からのまず半年間ということであります。制度的には、先ほど申し上げましたように３年にコロナ禍での２年プラスということで、最大５年まで行ける部分でありまして、この方については産休、育休を取られているので、現在今年の９月で４年を迎えることになります。ですので、もう一年継続するとなれば、来年の９月までは継続できる計算になります。

それから、協力隊員の民間事業者への登用の関係でありますけれども、町の雇用型あるいは事業所委託型、それから個人委託型という中での事業者への委託になりますけれども、どういったことで、単に人が足りないから欲しいとか、そういうことではなくて、きちんとした、我々もどういった職種であればいいとか、そういった制度設計をこれから考えていかなければならないということは内部でも話し合っているところであります。今回外国人の介護人材の方を働いていただけるということでありましたけれども、今後例えば新規で何か事業を立ち上げる、会社さんが何か新規に事業を拡大する場合ですとか、そういったところに協力隊さんを求めるとか、そういった内部的な募集の仕方といいますか、そういったところの整理しなければならないということは我々も対策としては考えているところであります。

それから、中湧別と湧別の通所の関係でありまして、遠くから来られる方に

ついては、自家用車で来られる方もいらっしゃるかと思いますし、こちらでレンタカーを借りるということも想定されます。あくまでもその間の送迎については、ご本人の責任の下にお願いするということで、募集の段階でもそのことはきちんと説明をしなければならないと思っておりますし、先進事例でいきますと、例えば冬道の運転の講習会をしてあげている自治体も例としてはあるようでありますので、そういったところも今後の課題として考えられるのかなというふうに思っております。

また、親の交流については、保育所の中の行事ですとか横の連携の中で、住宅と保育所は離れておりますけれども、可能な範疇なのかなというふうに捉えております。ただ、園に子供を預けてということではなくて、そういった横のつながりというものも必要だと思いますので、そういった部分は十分保育所の行事の中ですとか、そういったところで対応できるかなと思っております。

以上でございます。

（何事か声あり）

○企画財政課未来づくり担当課長　答弁漏れ、申し訳ございません。

湧別の住宅については、栄町がありますけれども、ご承知のとおりちょっと古くて、冬も凍結するような住宅でありまして、現在新年度において栄町の住宅を緑町に動かそうという、消防の待機宿舎にということも考えているのですけれども、まず保育園留学用として中湧の住宅をきちんと整備して、都会の方といいますか、きちんとした環境の中で生活していただけるよう住宅をしたいと思いますので、まず中湧のほうで対応したいと思っております。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　もう一点、地域おこし協力隊の696万6,000円、交付税があるということなのですけれども、これについての今後検討しますという答弁いただいたのですけれども、特にこれについてはどういう縛りというか、要綱的なものというのはあるのでしょうか。もう一点、その点だけお伺いします。

○議　　長　先ほどの質問のとき答弁漏れあったので、今先にやります。

福祉課参事。

○福祉課参事　契約年数としましては、外国人の協力隊につきましては３年ということで進めているところでございます。

また、次年度、その次に関しましても、協力隊として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　すみません。答弁足りずに申し訳ございません。

協力隊の関係については、現在町の定めている要綱の中で、今回社会福祉法人に採用する外国人人材ということでの追加を規定しておりまして、現在のところそこまでのことになっております。このことを先ほど答弁すればよかったのですけれども、要綱の中で社会福祉法人というのをうたっております。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　要綱、町のは今聞いたのですけれども、この交付金が出る段階での要綱というか、あるのかなと思ってお聞きしたのです。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　お答えいたします。

財源の部分でありますけれども、総務省が定めております地域おこし協力隊推進要綱というのがございまして、この中で協力隊員の活動に対する経費については特別交付税を措置するということでの取決めになっておりますので、そういった要綱が定められているという内容でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　89ページの保育園留学支援について、これ山本議員の関連で、同じような部分もありますけれども、質問させていただきます。

先ほども山本議員のほうから言われていました、まず居住場所、それから通学の件も含めてなのですが、せっかくこういう制度を使って湧別の活性化のためにこの事業をやるということなので、なぜあまり周辺に人のいない旧厚生病院跡地の古い住宅を改修して、同じ改修費かけるのであれば、やっぱりさっき課長のほうから答弁ありましたけれども、保育所の中で交流をするから何とかそこでということですけれども、せっかく湧別に来て、やっぱり隣周辺の同じような境遇の子供、親がいて、そこで家庭的な交流等も含めたことをやっていかないと、帰ってきたら、今の旧厚生病院跡なんて、あの周辺に本当に小さい子供があまりいない、保育所まで下がってくればいるだろうけれども、なぜそういうふうに最初からしっかりその辺検討して進めなかったのかなと。また、通学の面もそうですけれども、湧別の保育所に通うのに中湧別から行かなければならない、ここの問題も含めて、せっかくこの国の事業を使って町のためにやるのに、そこまでなぜ踏み込めなかったのか。そういう考えは全然なかったのかお伺いいたします。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　村川議員のご質問にお答えいたします。

保育園留学の関係であります。受入れ施設が湧別保育所、湧別認定こども園、住宅が中湧別という部分でありまして、家庭的な交流ですとか同じ世代との交流という部分も大事ではないかということであります。そのとおりだと私も思

っております。

最初計画いたしましたときには、まだ中湧別の職員住宅を今回移住体験住宅に国の助成金をいただいて転用するという形で協議を進めておりました。先ほど申し上げましたように、湧別栄町の２つの住宅については古く、冬の間凍結が発生したりとか、そういった部分もありまして、中湧の住宅を使おうということでスタートした部分であります。その後、栄町の住宅もそういった状況でしたので、そちらも緑町の消防待機宿舎のほうに移転させようかということもその後に考えた部分もありまして、最初のスタートのときには中湧別の南町を移住体験住宅に転用してスタートさせたいということでありましたので、その家庭的な交流の部分も大事でなかったかというところについては、私も少し配慮が足りなかったかなという部分がございますけれども、先ほど申し上げましたように保育所に通っている中で横のつながりができた段階でいろんな交流をしていただきたいなという思いがございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　言わんとしていることは分からないわけではないのだけれども、これもう改修の経費というのはかけてしまっているかどうか。かけていないのであれば、やっぱり1,400万円か改修費かかるのですね、たしか。これは、やっぱり相手が来て本当によかったと思えるようなことをしなければならないのだと思うのだ、この事業やるについては。まず、そこから始まってということが基本だと思うのだ。空いたから、そこの場所がいいだろうとか、そうではなくて、やっぱり入れるために相手側、交流させるという意味での構想をきちっと練って、練ってからこの事業を取り組むのが順序だったのでないのかなと、そういうふうに思うのです。

それと、交通の便にしても、やっぱり知らないところ来て車で通うということは、確かに経費もかかるわけだ。車走らせれば燃料もかかるし、いろんな面がかかるわけで、やっぱりせっかく湧別にやって、将来的に何かうまくいったら定住させれることもあるのかなというようなことを想定したときに、そういう無駄な経費かけるようなことをさせないでやっていくことが絶対的な基本的なことだと思うのです。だから、これから一時的にそうするということも分かるけれども、とにかく一千何百万円もお金かかるわけだから、まだ時間も少しあるわけだし、やっぱりもうちょっとそういう場所を探して進めるべきでないかというふうに私は思いますので、よろしくお願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　保育園留学事業のご質問であります。

この事業、先ほども言いましたとおり、子育て支援も含めて、移住、交流ま

でも含めていろいろな中で今計画させていただいている事業でございます。住宅改修については、移住体験住宅の再整備ということで昨年から改修はさせていただいておりまして、この後も続けていくこととしているところでございます。保育園留学、住む場所等々でいきますと、今中湧別と想定してつくっておりますから、中湧別の認定こども園に入っていただくというのが地域性からいくと便利でしょうけれども、収容人員の問題等々も含めていきますと、湧別の認定こども園が今受入れができるというようなことでまず取り組んでいこうという部分でございます。

都会、湧別町以外、全国から来る方々、それぞれの事情がございます。仕事をこちらに持ってきてワーケーションでやるとか、地域だとか自然環境に溶け込みたいとか、そういういろいろな思いの中でうちに来ていただける方が出てくるのだろうと思ってございます。

それらも含めて、まず取り組んでみないと、どのようなご意見があるかどうかというのも我々としても把握できない部分もございます。都会の方にしてみれば、10分、15分ぐらいの移動は移動のうちに入らないという部分も、都会の方でいくと１時間も２時間も通勤しているというような部分もありますし、そこら辺も含めていろいろなご意見をいただきながら、その住む場所についても湧別に入る場合は湧別の住宅を整備する。住宅に入居いただくほうが便利なのか、またちょっと離れていたほうがいいのかというような部分でいろいろなご意見もあろうと思いますけれども、現在とにかくまず取っかかりをさせていただいて、それらのニーズも含めながら進めていきたいし、湧別側の緑町の住宅についても改修する部分がありますので、それらも併せて改修して、広く求めていきたいというのが我々の思いでございますので、この２か所だけの住宅でなくて、もっと多く広げていきたいし、受入れ先も湧別ばかりではなく、中湧別の認定こども園についての受入れも、また管理しております法人との協議も必要になってくるという部分もありますので、多くの方に来ていただくということはこの後続けていきたいということでございます。

まず、取りかからないと、その方向性、または要望というのがなかなか見えてこないという部分もありますので、今回についてはこの形の中で進めさせていただいて、順次その要望、またはニーズに応じた改正をしていかなければならないというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　これは、町長の思いが強いような気がしてなりません。

本来は、町の活性化のために呼ぶわけですから、窓口広げるわけですから、やっぱり相手が、ここで今そういうのが不便ではないのという意見がある。みんながあるのです、これ。だから、もう少し入居者のためにしっかり、先ほど

申したとおりやっぱりどういう方法がいいのかということで事前にしっかり練って、そして進めるべきだというふうに思いますので、今後こういうこと、これで終わりではないわけですので、よくその辺も含めて検討して進めていただきたいということで終わります。

○議　　長　町長。

○町　　長　保育園留学事業、新たな事業として今取組をさせていただきます。

町内にある資源を活用しながら、どう進めていくかということについては十分内部で協議をさせていただいて、湧別を使うのか中湧を使うのかという部分の協議もしております。新たな事業の取りかかりでございます。どっちを先に改修するかどうするかという部分、移住体験住宅もございますし、高校もございますし、いろいろな部分を順番をつけながらやっていかなければならない部分もあります。その中において、その移住する方々の要望等々も聞きながら、本町に来ていただくために何がネックになるのかという部分を聞きながら、それをどう細かく対応していくかということも含めて今回この事業を走らせていただいて、それらも含めてより多くの方が来ていただけるような形を取っていきたいというふうに考えてございますので、今後ともこれに係る予算等々についてはその都度必要に応じて上程させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　予算説明書の95ページ、２款７目３節、芭露出張所に係る経費130万円、この金額のことはよろしいのですけれども、芭露出張所に行きまして、私らも住民票だとか戸籍謄本取ったりするのですけれども、そこに携わる職員は湧別農協の職員であります。それで、そういう個人情報を扱う職員に町として研修会の機会なんか与えているのか、またこれから与える考えあるのか、その辺をお聞きします。

○議　　長　総務課長。

○総務課長　関野議員のご質問にお答えをいたします。

芭露出張所の職員の個人情報の取扱いのことになろうかと思います。芭露出張所の管理運営につきましては、湧別町と湧別町農協との間におきまして覚書を交わしてございます。その覚書の中に個人情報の取扱いに関する事項を定めてございまして、言ってみれば１つ目として湧別町農協は個人情報の保護に関する法律等を遵守し、業務遂行上で取り扱う個人情報について漏えいの防止など適正に管理をするものとすると。そして、出張所業務に従事する者は業務で知り得た個人情報を他人に漏らしてはならないというような内容の条項を盛り込んだ覚書を交わしてございますので、その部分でまず芭露出張所、農協の職員の方は十分に承知をしておると思います。もちろん芭露出張所の職員の皆さ

ん、あそこに農協の方が勤務される際には発令行為で役場業務をお願いしておりますので、個人情報に限らず、そもそも役場職員、我々ももちろんそうですけれども、役場の仕事で知り得た情報というのは一切漏らしてはならない。さらに、退職した後も、それは漏らしてはならないというふうになってございますので、役場に関する仕事というか、出張所で取り扱う事務というのは基本的に全て守秘義務があるということでありますので、あえて研修をする必要まではない。要するに全て駄目ですから、そういう理解の下で出張所の方もお願いをしているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　町と農協の間で覚書を締結している、それは分かりますけれども、現場に来ている職員、果たして湧別町農協の中身の中で覚書に書いてあるとおり、そういう個人情報を扱う研修をされているとは思えないし、やっていないようでございます。ですから、もう一歩踏み込んで何かやっぱりきちんと、私前に農業団体におりましたけれども、農業団体に入った職員につきましては初任者研修あたりで札幌行ってやっていましたけれども、行政にどういう制度あるか分からないけれども、そういうきちっとした研修などの機会を与えてあげてはどうかなと私は思っておりますので、その辺もう少しお願いします。

○議　　長　総務課長。

○総務課長　関野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、役場職員に限らず、今の時代、農協職員、どんな職場においても、基本的に仕事上知り得たことというのは漏らさないというのが当たり前の時代なのだろうなというふうに思ってございます。それで、芭露出張所でされる仕事というのは、主に税金の収納ですか、それから住民票あるいは戸籍等の発行業務とか、あとは国保の高額療養費の申請書だとか、限られたものになってございます。その都度、今後実際に担当する課のほうで業務の引継ぎ等をする際にしっかりと指導というか、お願いをする際に研修と言えるか、そこまでは分からないですけれども、ご教示をするようなことで今後やっていきたいと思いますので、ご理解願います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　了解しました。よろしくお願いします。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　まず、91ページの12の委託料の地域おこし協力隊サポート業務委託料について、それから２点目については93ページの12委託料、公設塾支援業務委託料についてを質問させていただきたいと思います。

まず、協力隊の関係なのですが、これは今何名いて、そしてどのような業務に携わっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議　　長　未来づくり担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　地域おこし協力隊の活動の人数と業務内容についてであります。
令和６年度におきましては、観光振興あるいは情報発信ＰＲ業務ということで、本年度から継続して雇用しております１名に加えて、湧別高校の教育魅力化コーディネーターとして１名採用になります。こちらの方については、高校での探究学習ですとか、またそういった地域学習に関する業務の地域とつなぐ役割ということで、４月から着任する予定になっておりまして、令和６年度については２名の隊員が活動する内容であります。
以上でございます。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　僕のほうで間違ったのかな。
通常受け入れている協力隊いますよね。例えば庁舎内の業務に携わっている協力隊いますよね、その部分。
（「今言ったやつ」の声あり）
○４　　番　今がこれ。
（「うん」の声あり）
○４　　番　よろしいです。分かりました。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　これ、間違ったのかなと思うのですけれども、通常今まで入れていた協力隊、３名、４名といましたよね。例えば数年前は、山のほう、町有林のほう行っていたり、それからいろんな業務、４名ぐらいがいてやっていましたよね。これについて、実質上何名いるのか。
（「今まで」の声あり）
○４　　番　今まで。
それが今のこれだということ。
（「違う」の声あり）
○４　　番　違うね。
それで、その業務内容、来ている３年間ですね。例えば今ジビエをやっていた方もそういう形で協力隊来ていますよね。今回また別の形になるというようなことで、そういう人たちが実質何名いて、どんな業務に携わっているかということなのですが。
1,000万円のほうですよね。
（「内訳」の声あり）
○４　　番　はい。
（「予算の内訳」の声あり）

○４　　番　はい。
○議　　長　担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　地域おこし協力隊に関するお尋ねであります。

91ページの地域おこし協力隊サポート業務委託料1,017万4,000円の予算の内訳であるというふうに捉えましたので、この予算の内訳でありますが、まず地域おこし協力隊のサポート業務、現状の隊員が先ほど申し上げました観光振興、それから情報発信業務で女性の隊員が１人活動しております。この方と、４月から湧別高校に採用というか赴任いたしますコーディネーターのサポート業務であります。遠くから来て湧別で暮らすということでありまして、日常の不安ですとか、例えば地域とのつながりを深めるとか、そういったことを専門業者に委託して、日常生活面とか職務面でのサポートをする業務として、まず既存隊員のサポート業務というものがあります。それが525万8,000円になります。

そのほか、新規隊員の募集業務及び先行業務をするための委託料も含めておりまして、これは予算説明の中でもお話ししたとおり、令和６年度３職種を採用したいというふうに考えておりまして、その新規隊員の募集に関する委託料をまず２つ目の内容であります。

次に、３つ目がおためし協力隊という制度はおおむね２泊３日で都会の方を地域に招いて、ミスマッチングを防ぐという取組でありまして、この業務をコーディネートしていただく内容として93万5,000円であります。

それから、地域おこし協力隊のインターンを実施したいということで予算108万円を計上しておりますけれども、このインターンに関する募集業務といいますか、コーディネート業務を98万円と。

４つの業務をここで1,017万4,000円ということで計上させていただいている内容であります。

ちなみに、協力隊員は湧別町に７名がこれまでおりました。地元に定着している方もおりますし、都合で帰られた方もいらっしゃいます。令和６年度については、２人が活動するという内容となっておりますので、ご理解をお願いいたします。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　これもまた本当に町の活性化のためにいろいろ役に立っていただけるものと思っていますので、よそから来るわけですから、極力この人たちの能力を十分発揮できるように、町としても側面からのアドバイス等をして有効に町のために活用していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、93ページの12委託料の公設塾の支援業務委託料なのですが、この塾に

ついては、私も５年くらい前に一般質問をした経過がありまして、これについては検討しますの答弁をいただいて今まで来てございます。これ、高校の魅力化というようなことから開くということなので、当然高校生のみの公設塾かというふうに思うのですが、その点について説明していただきたいと思います。

○議　　長　担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　村川議員からの公設塾の関係でお答えいたします。

塾の通う対象者については、湧別高校の魅力化という部分でありますので、まず湧別高校生が基本になってくると思います。ただ、塾があることによって、湧別高校に進学をしてくるという中学生もおるやもしれませんので、その辺のニーズの把握ですとか、また民間塾への影響なんかもやっぱり考えなければならない部分もあると思いますので、その部分はしっかり内容を詰めていきながら準備の作業に当たっていきたいと思います。

先般も小中学生を対象とした塾をやっている方の新聞折り込みなんかも入っていましたので、そういった方への影響も十分考えなければならないと思いますけれども、基本的には湧別高校の魅力化のための塾ということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　高校が塾とした公設塾というようなことだと思います。

この高校魅力化のための公設塾ということであれば、塾の場所ですね、これ今湧高の教室も相当空いているというふうに関係者から聞いてございますし、例えば公設塾開くとしても講師がどうなっていくのか、どういうような講師の採用をするのか、湧高に協力してもらうのか、その辺も含めて、高校を中心とするのであれば湧高の中にそのまま放課後なりすぐ継続して行けるわけですから、それらも含めた設置場所にしたらいいのではないかというふうに思うのですが、それらについてはどのように考えておりますか。

○議　　長　担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　お答えいたします。

公設塾の関係につきましては、準備支援業務ということで、開設に向けた準備、まずどんなことをしなければならないかという部分であれば、基本コンセプトの確認あるいは指導教科の問題、それから指導体制の問題、それから開設場所の問題、そういった部分を総合的に協議をいたしまして、準備を進めていくという内容でありまして、開設場所については将来のことを見据えながら考えなければいけないと思いますし、高校の中にも空き教室があるということもありますので、その部分も含めて準備される中で検討していきたいというふうに考えております。

○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　２点ほど質問いたします。
まず、73ページの職員研修に要する経費ですね、旅費の研修旅費417万円です。昨年もたしか文科省に派遣というふうにお聞きしているのですが、これは今後とも継続していくのか。また、実際に文科省に行って、どういう事務に携わっているのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。
もう一点です。91ページの中ほどの地域産業・特産品に要する経費の委託料ですね、日本酒の製造の関係です。この事業、私聞いて、とても夢のある、わくわくする事業だなというふうに思っております。それで、この原材料いろいろ使うと思うのですが、新篠津のお米を原料とするというふうに聞いておりますが、本町の何か原料になるものを使っているのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。
○議　　長　総務課長。
○総務課長　ただいまの加藤議員の職員の研修に係る部分の質問についてお答えをいたします。
令和５年度から文科省への派遣に取りかかっておりまして、今現在１名の職員を３月31日までの予定で派遣をしてございます。そして、この４月からまたさらに令和６年度、来年３月31日までの１年間、同じく文部科学省の文教施設企画・防災部施設助成課という課になりますけれども、仕事については学校の補助金の関係を取り扱う業務だというふうに聞いてございます。まずは、この令和６年度まで派遣というふうに考えています。それ以降、７年度以降につきましては、また時期を見ながら検討してまいりたいと思っていますので、ご理解願います。
○議　　長　担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　91ページの日本酒の関係でありますが、何か本町の材料を使っているかという部分については、この過程の中で使えないということになっておりまして、その部分を補完する意味合いで海洋熟成ということで取り組んでいく内容でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　それは、海洋熟成の効果ですね、具体的にお聞かせ願いたいと思います。
○議　　長　担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　加藤議員の海洋熟成に関するご質問でございます。
海洋熟成につきましては、本町の特産品化という部分でオリジナル製という

ことで、サロマ湖内での熟成をさせることによって付加価値を上げようという取組であります。

この熟成のメリットでありますけれども、一般論的なことで申し訳ないですけれども、海の中で一定期間置くということで、波、海がつくり出す自然の波動ですとか海中での潮の流れなんかによってボトルがゆらゆらとする中で、その振動が瓶に伝わって味わいが変化するということで聞いております。瓶の蓋に特殊なろうを封印した中でサロマ湖の中で重しにつるして海洋熟成をさせる部分であります。

これ、道内でも９か所ほどやっているということで聞いておりまして、私も木古内町のお酒を少し味見をさせていただいたのですけれども、飲みやすくなったということで、まろやかだったなというのが感想であります。

こういったこと、何か夢のあるチャレンジということで取り組む内容でございますので、熟成が出来上がるのは来年になりますので、そのときは楽しみになるのかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　ありがとうございます。

来年の７月の試飲会と品評会、私も楽しみにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議　　長　７番、脇坂君。

○７　　番　私のほうから１点だけお聞きしたいのですけれども、91ページの上段、地域力創造アドバイザー業務委託料についてお聞きします。

説明書29ページで載っていますけれども、この問題解決に対する指導及び助言を受けるということは職員が対象なのかなという気はしておりますけれども、この地域力を高める取組ということで検討しているということも書いてあるのと、この対象課題がまちなか再生とか中心市街地活性化、高校魅力化、校舎対策とかというものもありますけれども、やはりこのアドバイスする総務省の地域人材ネット登録者というのですか、どのような方か分かりませんけれども、やはり地域のことをよく知ってもらうためには何か地域の人たちも入れながらの、私も前に一般質問の中でも町長にお話ししたのですけれども、やはり協議会とかそういうものの一つの集まりというのですか、そういうものをつくってアドバイザーに対して物申したり指導、助言を受けて政策の中に取り入れていくということなのでしょうけれども、やはり地元の声もしっかりと聞いた中でのアドバイスを受けたほうがいいのではないかとは思うのですけれども、単にこの560万円はそのアドバイザーに対してやるからには、ある程度受けるほ

うのどういうふうな形でやろうとしているのかお聞きしたいです。
○議　　長　未来づくり担当課長。
○企画財政課未来づくり担当課長　91ページ、地域力創造アドバイザー業務に関する脇坂議員のお尋ねについてご回答いたします。
　まず、この制度については、総務省の制度を利用いたしまして、総務省人材ネットに登録されている外部アドバイザーを招聘することでございます。課題となる想定は、資料に記載のとおりでありまして、この進め方でありますけれども、脇坂議員から一般質問がありました中で、庁舎内だけでは議論が見えないのでないかというお話もありました。そういった部分で、現在考えているところについては、町民と職員も含めた中での議論の場を町政執行方針の中でも申し上げております。アイデアの発掘ですとか合意形成ですとか、それから利用者目線でありますとか、それから自分事として町民の方にも捉えていただきたいという部分、それからリスクの共有というところもあるかと思いますので、そういったところを町民の方に、職員も入ってアドバイスを受けて、方向性を探っていきたいということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
○議　　長　７番、脇坂君。
○７　　番　考え方、十分に理解しましたし、今ひとつそのようなことをお願いしたい。これだけの予算を使って行うわけですし、少しでも中心市街地の活性化、この辺が私は一番の大事なところだと思いますので、誰でも分かるような、民間を入れながら、行政内だけでとどめないで、誰でも分かるようなやり方でひとつお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○議　　長　町長。
○町　　長　地域力創造アドバイザー招聘事業でございます。
　国の制度を使いながら、町の課題を解決させていただきたいということで執行方針にも述べさせていただいてございます。内部だけではなかなか考えが及ばないものも外部の方にいろいろなアドバイスを受けるということでございます。
　今考えている登録者については、実際に湧別町に来ていただいている方でありまして、地域の実情だとか課題もいろいろ見ていらっしゃる方でございまして、こういう制度を使って実際に地域の方、町民の方と話し合っていただいて、改善できるもの、ここに書いてございます。中心市街地の活性化ですとか空き校舎等の利活用だとか、いろいろな部分について造詣のある方でございまして、それらのアドバイスをいただきながらまちなか再生を考えていきたいと思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　ほかにありませんか。
○全　　員　　（な　し）

○議　　長　なければ、第１款議会費、第２款総務費の質疑を打ち切ります。
暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１４：０１）

再　開　宣　告（１４：１０）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、第３款民生費、第４款衛生費の質疑を行います。
４番、村川君。
○４　　番　145ページの衛生費の12委託料の斎場業務委託料についてと、それから139ページの（５）、遠軽地区連携地域広域事業に要する経費の18の負担金について、この２点についてお伺いをいたします。
今回の斎場業務委託料が前年より78万6,000円ほど減になっているのですが、この委託料は多分湧別と上湧の斎場の２件分だというふうに思うのですが、78万6,000円減になったという理由を説明いただきたいと思います。
○議　　長　４番、村川君、質問全部やってもらえませんか。遠軽地区のほうも。
○４　　番　分かりました。
次です。139ページの（５）、18の負担金、遠軽地域医療対策連携協議会負担金の5,313万6,000円なのですが、これは以前の全員協議会の中でも聞かせてもらったのですが、遠軽厚生病院については昨年まで５年間、２億三、四千万円近くの財政支援金を出しております。また今年から５年間ということなのですが、この間の全員協議会の中では財務内容について令和６年から、今回５年間出すのですけれども、６年、７年は赤字だけれども、８年度から黒字になるという説明であったと思うのですが、この件については間違いございませんか。
○議　　長　答弁願います。
住民税務課長。
○住民税務課長　村川議員のご質問にお答えしたいと思います。
145ページの斎場業務委託料の減額の関係でございます。ご承知のとおり、Ｒ４年度まではコロナの関係で取扱いの料金が異なるものがございましたので、それらの予算措置を３年、４年ということで続けてまいりまして、コロナの部分については普通になったということでございますので、その分を差し引きまして、通常どおりの予算で業務委託をお願いしたいということでの減額でございます。
○４　　番　これ、２件分ですよね。
○住民税務課長　湧別の斎場と上湧別の斎場の２か所分でございます。

（何事か声あり）

○住民税務課長　すみません。答弁がちゃんとしていなくて申し訳ないです。

感染症が普通のものになったということで、先ほどの話なのですが、今までは５類でなかったものですから、その部分で単価が変わってございまして、一応その部分につきましては、湧別の斎場につきましては６万円で10件分を減額しているということでございまして、それから上湧別分については15万8,000円の10件分ということで、この部分合わせまして300万円程度……すみません。お時間下さい。ごめんなさい。

○議　　長　そうしたら、２点目の質問に対して。

健康こども課長。

○健康こども課長　それでは、村川議員の２点目のご質問にご答弁をさせていただきます。

遠軽地域医療対策連携協議会負担金5,313万6,000円の内容でございます。議会全員協議会の中でもご説明はさせていただきましたが、当該負担金につきましては遠軽厚生病院に係ります財政支援負担分と医療確保対策事業分の２本立てとなってございます。

ご質問のございました財政支援負担の経過でございますが、遠軽厚生病院につきましては遠紋地域の地域センター病院、それから公的医療機関といたしまして地域医療の確保に重要な役割を果たしていただいてございます。

しかし、その一方で地域におきます人口減少や圏域以外の患者の流出が進みまして、診療報酬のマイナス改定などの影響によりまして医療収益は減少しておりまして、極めて厳しい経営状況となってございます。

このことから、経過といたしまして、平成31年１月に北海道厚生連から財政支援の要請に基づきまして、遠軽地区の３町は令和元年度から令和５年度までの５年間を財政支援期間といたしまして、遠軽地区３町で毎年度２億円を上限として財政支援を行ってきてございます。このたび昨年７月に北海道厚生連から遠軽町を通じまして、地元自治体に対する財政支援の新たな要請があったことから、地域センター病院として診療機能の維持を図るため遠軽厚生病院の不採算部門であります救急医療、小児科、産婦人科に対しまして、令和６年度から令和10年度までの５年間を新たな財政支援期間といたしまして、引き続き遠軽地区３町で毎年度２億円を上限として財政支援を行うものでございます。

遠軽厚生病院の赤字対策の関係でございますが、今年の１月23日の日に北海道の厚生連の事業部長、それから遠軽厚生病院の事業部長が本町に来庁されまして、町長に対しまして、遠軽厚生病院におけます令和６年度から令和８年度までの３か年間の第10次中期計画についての内容のご説明がございました。第10次中期計画におきます遠軽厚生病院の損益差額の見込みでございますが、令和５年度につきましてはマイナス１億7,900万円の赤字、令和６年度が5,400万円の赤字、令和７年度が300万円の赤字、令和８年度より1,300万円の黒字化を

目指す計画となってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。
○議　　長　住民税務課長。
○住民税務課長　大変失礼しました。
斎場使用料の予算の際の差額でございます。説明がまずくて申し訳ございません。令和５年度において、コロナの感染症に係る感染業務委託料として算定してございます１件当たり、湧別斎場につきましては６万円の消費税、それから上湧別斎場につきましては15万8,000円の消費税ということで、合わせて延べ６件分、71万9,400円になりますが、この部分が今回の予算との差額ということでご理解をいただければと思います。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　この委託料の中には、当然人件費も含まれているのだと思いますけれども、この人件費というのは、ずっとしばらく据え置いているのかなというような気がいたします。これは、やっぱりこれだけ今物価上昇になったり、いろんな面で経費がたくさん上がってきていると。これは、当然やる業務にも関わる話ですけれども、働いている、その人たちの人件費もここずっと据え置くということは、そしてまたこの業種については特殊な業種だと。これ、過去からもそういうことがあって、できるだけ配慮をしていこうではないかということで報酬の設定をしてきたと思うのですが、これずっと上げて、上がらないということは、当事者たちは上げてくれとは言わないだろうけれども、いろいろな面で全般的に上がってきていますよね。我々の報酬にしても、本当の気持ちずつ上がってきていると。報酬でない、賞与的なものはね。そういうことを踏まえたときに、やっぱりそれなりの仕事の報酬を出していくべきではないかなというふうに、この点について思っていますが、今後に向けてどのような、それらを含めたどのような報酬を考えていこうとされるかお伺いをいたしたいと思います。
○議　　長　住民税務課長。
○住民税務課長　村川議員のご質問にお答えしたいと思います。
最初委託料の関係でございますが、実は今資料を持ってきていなくて恐縮なのですが、令和５年度に改定をしているとなっていまして、令和５年度から９年間の長期継続で契約を結んでございまして、その前に前段委託を受ける方のお話はしているということで聞いてございます。今詳しい資料がなくて申し訳ございませんが、料金については今後５年間はこの料金でということで、そういった人件費の増等も含めてそのときにお話をさせていただいているということで聞いてございますので、その点ご理解を賜りたいと思います。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　斎場の件については、今後そういうことを含めて、更新のときに

はやっぱり考えていくべきでないかというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

この医療の関係、厚生病院の関係なのですが、これについて黒字になるまでのこの５年間の目標というような今説明でしたよね、５年から10年までの。８年度には1,300万円の黒字化を目指していると。目指しているということだね。なるということではないのかなというふうに解釈はしますけれども、このように計画的にプラスになっていくのであれば、これ５年間というのは約束事なのですか、どうなのですか。その点について再度お伺いをしたいと思います。

○議　　長　健康こども課長。

○健康こども課長　まず、先ほどご説明をさせていただきました遠軽厚生病院の計画の金額でございますが、あくまでも目標の数値でございますので、それに向けて対策を講じたいという内容のご説明でございました。その中では、対策といたしまして、現在遠軽厚生病院が許可を受けております病床数が337床でありまして、そのうち使用している病床が204床ということで、約130床が休床中という状態がございます。

そこで、令和６年度より機能を保ったまま小規模化するダウンサイジングを行い、現在使用しております４病棟を３病棟に縮小して許可病床、それから使用病床数を160床にした上で病床の効率的運用を図ってまいりたいということで現在遠軽厚生病院のほうで進めておりますので、それをある程度の年数をかけて黒字化にしていくという計画でありますので、まずその点をご理解願いたいと思います。

それから、先ほどの２億円の、今後５年間の関係でございますが、これは北海道厚生連と遠軽地区３町が協定書を締結させていただきまして、今後財政支援を行っていくということで、今までと同様な対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　全体質問してもらえれば。もう終わるけれども、ばらばらだからもう一回だけ認めます。

○４　　番　これ、協定書で５年間を結んでいるということですよね。ということは、５年間の約束事ですよね。そうであれば、債務負担行為を起こさなければならない案件ではないかというふうに思うのですが、これについてはどうですか。

○議　　長　副町長。

○副 町 長　ただいまのご質問でございます。

令和６年度から５年間ということで協定は結ばさせていただいております。こちらの関係は、北海道厚生連との契約を結ぶ云々の話ではなく、今後５か年、この２億円という基準で考えていきますよという協定でありますので、毎年度

予算計上して各町審議をした中で支出をしていくということになります。したがいまして、債務負担行為の対象とはならないというふうに考えております。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　副町長、いわば協定書と言っても約束事ですね。これは、単年度であれば一般会計で、だって金額が決まっているのですから、毎年の。だって、五千何百万円が５年間とこの前説明あったと思うのですが、これ毎年同じ金額で検討されているということなので、ちょっと違うのでないかと、その考え方が。これは、単年度5,000万円ですよ。これ、５年間という長期にわたってするということになっているので、その辺はちょっと違うのでないかと。町のほうでそれでいいのだということであれば、我々そこまでの権限もないわけですし、いいのですけれども、本当に一般的に通ることですか。もう一回、答弁をお願いします。

○議　　長　健康こども課長。

○健康こども課長　ただいまご質問をいただきました２億円の関係でございますが、この金額につきましてはあくまでも毎年度２億円を上限として、この中で３町が負担割合によりまして負担をするということで、たまたま令和６年度につきましてはこの金額でございますが、仮に運営状況がよくなりますと、この金額差がというような可能性もありますので、この金額についてはまず固定ではないということでご理解をいただきたいと思います。

また、協定につきましては、５年のほか、毎年度その金額が確定した時点でその年度ごとの金額の協定書も締結しておりますので、それに基づきまして支出をするということで事務を取り進めておりますので、その点ご理解をいただきたいと存じます。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　関連でお聞きをいたします。

せっかくなので、まず１つ目の関連で、葬斎場の減の中で昨年のコロナの関係、湧別の処理が６万円で上湧が15万8,000円というふうに伺ったのですが、なぜこんなに価格が違うのか、１つは教えていただきたいと思います。

それから、２つ目の遠軽地区の連携地域の事業に関することですが、これについては黒字化なるのが３年目の８年を予定しているということなのですが、これらについては協定でやっていくということなのですが、黒字になったらこの支援というのは打ち切られるという考えでいいのでしょうか。その協定内容を教えていただきたいというふうに思います。

それから、同じく遠軽厚生病院の関係なのですが、これまでについても５年間やってきたわけですが、その５年で終了かなと思っていましたら、延長になったということで、今回から予算ということになります。

それで、３町での負担は均等割と人口割、受診割ということでありますが、遠軽町については厚生病院があるということで固定資産税や医療関係者の町民税なども収入となってくるということで考えられます。負担割合にこれらの要素を加えるよう提案すべきでないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○議　　長　住民税務課長。

○住民税務課長　檜山議員の関連質問にお答えしたいと思います。

湧別斎場のコロナの関係で上湧と単価が違うということのご質問でございます。湧別斎場につきましては、担当する方が常にお一人で対応されておりますので、人件費でお一人分の人件費しかかからないということなのですが、上湧別の斎場につきましては常にお二人で対応する業務体制になっておりまして、その辺の違いからくる単価の差でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議　　長　健康こども課長。

○健康こども課長　檜山議員の遠軽厚生病院に対します負担金の関係でございます。

まず、協定の内容でございますが、あくまでも期間を定める内容、それから金額を２億円を３町で上限として財政支援を行っていくという内容にとどまっておりますので、黒字化になったら、その分については助成をやめるとか、そういうような文言は入ってございませんので、まずその点はご理解いただきたいと思います。

それから、２点目の過去５年間、今まで財政支援を行ってきて、今年度からまた新たに５年間の財政支援を行うわけでございますが、まずこの負担金の支出に当たりましては、遠軽地域医療対策連携会議ということで平成27年12月に遠軽地区総合開発期成会の専門会議といたしまして、遠軽地域における地域医療の対策、それから確保を図るために遠軽地区の３町で設置されましたこの会議がございます。その中で協議されましたこの負担割合でございますので、その内容を尊重して、本町といたしましては負担をしてまいりたいというふうに思ってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　２番、高田君。

○２　　番　139ページ、４款の１項１目地域医療維持事業、いわゆるこれは町内で唯一入院病床を有する曽我病院に対する財政の支援でございます。昨今、非常にこれ、あくまでも民間病院としてお話をするわけでございますけれども、昨今他町村で、市部も含めまして、大きな民間病院でさえ非常に経営が悪化しまして、身売りをしたり、あるいはＭ＆Ａあったりして、どこの民間病院も非常に大変な経営状況となっているようでございます。

今の質問は、今年の予算とは直接関係はないのかもしれませんが、非常に曽我病院も中身に関しては、聞くところによりますとかなり状況は厳しいというふうに聞いております。

それで、万が一曽我病院が閉院するとか、あるいはいろんな事情でやめざるを得ないというようなことが仮定の話として起きた場合、それでもしも曽我病院のほうから町に対して何らかの支援をお願いしたいというようなことがもしも今後あれば、何らかの形で町は考えを持たざるを得なくなるのか、それとも突き放すのかということでご質問いたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　地域医療の維持事業ということで、町内に入院施設のある病院に対しまして支援を今行っているところでございます。

コロナウイルスの感染症の影響によりまして、一般病院については経営的に大変だという部分が続いてきているというふうに聞いてございます。昨年においては、コロナウイルスの感染症が広がったことによる経営の営業ができなかった部分に対する国からの助成も入っているというような話も聞いてございます。

いずれにしましても、町内に入院施設のある病院については曽我病院だけでございますので、それは町内においての入院施設の確保という観点から、令和３年からその入院病床に対する助成を行ってきているところでございます。

さらに、昨年よりコロナウイルスの感染による経営が厳しいという部分もありますけれども、その中において入院病床に対する助成の増額をさせていただいているというところでございます。そういうことで、昨年と今回についても同様の支援をさせていただきたいということで今回議会に提案をさせていただいている部分であります。

あくまでも公的病院としての一般的なものについては、ゆうゆう厚生クリニックが基本で今まで進めてきてございますけれども、入院病床のある病院というのは曽我病院だけでございますので、入院病床に対する支援について町としては検討させていただいて、今回ご提案させていただいている部分でございます。あくまでもこれは赤字補填ではなくて、入院病床の確保のための必要な経費を助成させていただいている部分でございますので、その以降の仮定の部分についてはなかなかお答えできる部分ではないのですけれども、この町内の入院病床を確保するという前提の中でその状況がどういうふうに変わっていくかということについては病院のほうとも連絡を取りながら今進めてございますので、その中で対応させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　２番、高田君。

○２　　番　そのようなことで、あくまでもベッドに対するこれは財政の支援なのでございますけれども、病院本体が全体的に経営が行き詰まったと、なかなか大変であるというような状況が、仮定ではありますけれども、起こりかねないという状況にもしもなった場合、聞くところによると、どうも要するに金融機関からのそういう融資的なものがなくなったというようなことがお聞きしておりますけれども、こういうところ、これ民間病院ということもありますけれども、町としてはある程度後ろ盾になって、それなりのことを町も考えましょうということに対して、金融機関にアプローチをするというようなことは考えてはいないでしょうか。ご答弁願います。

○議　　長　町長。

○町　　長　民間病院への支援でございますので、なかなか部分があるというのは現実だと思います。

単純に曽我病院だけという話になれば、また方法もあるのでしょうけれども、一つの法人としての経営でございますので、町内ではない病院もあるということでございますし、過去の負債についての支援まで町が行うのかどうかという部分についての問題もあると思いますので、そこら辺も含めて検討しなければならないと思います。

また、金融機関に対しても我々のほうからもアプローチをさせていただいておりまして、その状況については考えていきたいというように考えておりますし、また町としての資金提供によっての利息が発生した場合の利子補給等々についても検討させていただきたいというような話はさせていただいている部分がありますが、その部分にはまだ行っていないというような状況でありますので、そこら辺については十分状況を逐一連絡いただきながら、高田議員が想定されるようなことが起きないような形で何とか維持をしていただきたいというふうに考えてございますので、この部分についてはなかなか難しい問題ではありますけれども、何とか町内に入院施設を確保するという前提でありますので、その部分について考えてはいきたいと思いますけれども、その状況がどの程度のものになるかによって町として支え切れるものかどうかという部分も検討しなければならないという状況だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　今の高田議員に関連しますけれども、私このことに関しまして資料請求をしました。

回答を言います。このことについて請求のありました資料につきましては、医療法人の経営状況が明らかになる資料であり、町が支援します内容は法人の損失補填ではないこと、さらに外部に公表すべき内容ではないことから、請求

のありました資料については提出できませんと、こういう回答でございますけれども、経営が厳しい、厳しいと言っていますけれども、厳しい中身が私ら町民に全く届きません。どれだけ厳しいのか、そのことについて質問しても全く回答が、個人病院の経営が見えるから出せないと。果たして、どれだけ経営努力しているのかと、そういうことが分かる範囲で説明願いたいと思います。

分からない、分からないと言ってばかりで出せない、個人の病院だから。分からない中身の中で、町が赤字補填ではないけれどもと言っているけれども、裏を返せば私は……と思いますけれども、いかがですか。

○議　　長　健康こども課長。

○健康こども課長　ただいま関野議員の曽我病院に対する資料要求の関係でございます。

ただいま町長からもご説明もございましたが、地域医療維持費補助金の関係で、それに関する補助金の関係でございますが、まず大前提といたしまして、当該補助金につきましては曽我病院の入院病床を維持、確保するために町が補助金を支出しているものでありまして、例えば遠軽厚生病院、それからゆうゆう厚生クリニックのように町が赤字補填をしているわけではありませんので、当該補助対象以外の病院の運営状況、それから町外にありますクリニック等の関係などにつきましての詳細の医療情報につきましては、個人情報の関係がありまして、今回につきましてはご提示をできなかったということで、その点につきましてはあらかじめご理解をいただきたいというふうに思ってございます。

ただ、今議員のおっしゃいますとおり、町といたしましても町の補助金を支出しているわけでございますので、申し上げられる範囲でご答弁をさせていただきますが、曽我病院自体といたしましては平成28年度以降より赤字決算というような内容で聞いてございます。しかし、法人としまして、ご存じのように紋別市内にクリニックを運営しておりますので、そちらが黒字経営であったことから、法人格全体の耕仁会全体につきましては、平成28年度以降黒字となっておりました。しかし、令和２年度から令和４年度につきましては赤字運営になっているという状況がございます。

それから、これまでも院長をはじめといたします役員報酬の関係につきましても、削減を行って適正な病院運営に病院側としても対応していただいているということでご報告を受けてございます。それにいたしましても、コロナの状況もございまして、運営自体は大変厳しい状況下にあるということだけのご答弁しかできませんので、その点につきましてご理解をいただきたいと存じます。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　理解はしません。

あくまでもこれは民間の個人病院でございます。その経営努力は何も見えない、私たちに。そうやって言う町民もいるのです。民間病院に毎年何千万円も出すのかと、そういう意見もあります、町民には。私もそう思います。ですから、本当に厳しいのであれば、言葉だけは……。言葉遊びしています、厳しい、厳しいと。その厳しい中身は分からないです。だから、今大塚課長から話ありましたけれども、理解はしないけれども、ここで収めます。

私の意見を述べて終わります。

○議　　長　７番、脇坂君。

○７　　番　私のほうから１点、衛生の147ページ上段、湧別歯科診療所に要する経費の中が出てきておりますけれども、前に全員協議会だったと思いますけれども、一応湧別歯科診療所は３月いっぱいでやめられるということに聞いております。西川先生には本当に長い間、湧別の歯科医療に対して長年やっていただいたことに関しましては、本当に感謝を申し上げるところでございます。

ただ、４月以降、一応維持費を見るということはまだ閉院しないという考えなのかなと思いますけれども、湧別町としてこの歯科診療所、中には４月から歯医者どうしたらいいのかなという人もおられましたし、これからどういうふうになっていくのか。今現在で分かるというのか、このような予定ですとかということが決まっているのであればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議　　長　健康こども課長。

○健康こども課長　ただいま脇坂議員からご質問のございました湧別歯科診療所の関係でご答弁をさせていただきます。

町長の行政報告の中でご報告をさせていただきましたが、長年湧別歯科診療所の院長として湧別町のために大変ご貢献をいただきました西川先生におかれましては、今年の３月末をもちまして湧別歯科診療所を閉めまして、４月中に診療報酬等の精算を行いまして、整理がつき次第、退去する予定であるということで聞いてございます。

また、西川氏個人で整備されました医療器械、物品等につきましても、町に大変お世話になったということで町に無償で提供したいというお話もお伺いしてございます。備品等の引継ぎにつきましては、４月中には整理をしたいというふうに考えてございます。

町といたしましては、西川氏の退任の意向を踏まえまして、現在後任の歯科医師を町ホームページ等で公募を行っております。このほか、西川氏をはじめ、町内の歯科医師の方々とも協議を行いまして、湧別歯科診療所に来ていただける後任の適任者がいないのか、知人の歯科医師や、それから大学医療の関係の方につきましても打診についてご協力を求めております。

しかし、現状におきましては、まだ湧別歯科診療所に来ていただける方が決まっていない状況でございます。町といたしましても、後任の方が一日でも早く見つかるように引き続き対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　２点聞きたいのですけれども、１点目は117ページの地域活動支援センターさわやかの負担金なのですけれども、負担金におきましては例年と同じぐらいの金額かなと思うのですけれども、その下にあります扶助費ですね、通所交通費扶助が前年度より二十数万円少なくなっているのですけれども、これは通所する人が減になっているのか。現時点で何人の方がさわやかに通所されているのかお伺いしたいと思います。

もう一点は、133ページ、芭露保育所改築工事の実施設計委託料なのですけれども、この図面見たら、児童クラブの部屋数なのですけれども、体育館に値するところがなくて、これは芭露学園の体育館を利用するということなのか。あと、芭露学園の部活動とかいろいろなので、体育館の利活用は支障はないのか、その２点お伺いしたいと思います。

○議　　長　福祉課長。

○福祉課長　１点目の地域活動支援センター通所交通費扶助の関係でございます。

減額した理由でございますけれども、現状１件当たりの年間の扶助額が実績上減少しているということから、前年度より16万円減の今回64万円を予算措置してございます。

それで、扶助している人数でございますけれども、通所人数でございますけれども、こちらにつきましてはさわやかだけではなく、町内のポレポレ、それから遠軽町にございます遊友ほたるにも通所している方がいますので、そちらの実績の人数でいきますと、令和５年12月現在の人数なのですけれども、さわやかの交通費助成している人数が２人、ポレポレにつきましては通所交通費の扶助は４人、それと遊友ほたるにつきましては１人ということで、合計７人に対して12月末時点で助成しているという中身でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議　　長　児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長　山本議員の芭露保育所の放課後児童クラブ室に関係する質問でございます。

放課後児童クラブ室につきましては、放課後児童クラブの基準が定められておりまして、１人当たり1.65平米の基準面積がありまして、こちら放課後児童クラブ室は利用定員30名の1.65平米で設定してございまして、その基準はクリ

アしているということでございます。

ただ、山本議員おっしゃるように、体育活動というのが今まで芭露畜産研修センターでは体育館のほうで、ファミリースポーツセンターのほうではできていたところではあるのですけれども、その辺につきましては芭露学園の体育館を活用するにしても、部活動がありますので、そこら辺は部活動がない日だとか調整して体育ができるような日を設定できるかどうか、学園のほうとも検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　芭露保育所の件は分かりました。

あと、通所交通費扶助の件なのですけれども、これ12月末の全部で７名の方ですか。これは、前年度の予算よりも減少しているのか。この12月末現在の人数が新年度もこのまま行くようになっているのか、もう一回お伺いします。

○議　　長　福祉課長。

○福祉課長　山本議員の通所扶助の令和６年度見込みという部分でございます。

12月末時点では確かに７人でございましたけれども、新規の対象者が出た場合を想定しまして、新年度につきましては８名分を見込んで予算措置しているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議　　長　ほかにありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　なければ、第３款民生費、第４款衛生費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１４：５６）

再　開　宣　告（１５：０５）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第５款労働費、第６款農林水産業費、第７款商工費の質疑を行います。

９番、檜山君。

○９　　番　２点ほど伺います。

予算書165ページ、有害鳥獣駆除報酬632万円で伺います。この有害鳥獣の中のアライグマについてお聞きをいたします。本年２月の新聞報道では、アライグマが増えているという報道がされていました。湧別は、多い捕獲頭数になっていたと思います。私もアライグマの捕獲したものを見せていただきましたが、この１年、町内で何頭の捕獲で、被害面積がどのくらい、被害額はどの程度あるのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、予算書171ページ、予算説明資料61、62で伺います。62ページの図面を見てみますと、６年と７年の工事で何か工事が中途半端なように見えるの

ですが、他の箇所といいますか、劣化している部分がないのか。また、船揚げ場全体を事業対象としないのか伺います。

○議　　長　水産林務課長。

○水産林務課長　まず、１点目のアライグマについてお答えをしたいと思います。

湧別町でのアライグマの捕獲の頭数ですけれども、令和２年度に２頭が一番最初ですけれども、今年度、令和５年が一番多くて、現在で52頭の捕獲をしております。これは、主に町のわなを設置して、捕獲しているのは52頭。あと、奨励金の対象で捕っていただいたのが２頭ですので、合計で54頭というふうになってございます。これが２月末時点の頭数になります。

あと、被害額については、毎年、年が明けてから集計を行いますので、まだ被害額と面積等は出ていないということでご理解をいただきたいと思います。

次に、中番屋地区の導船物揚げ場の資料の62ページで中途半端になっているという部分ですけれども、令和６年度で東側をやるのですが、令和７年度のほうが若干長くなってございます。長さが違うのは、現在係留する船の隻数を当てはめていったところ、西側のほうがちょっと延びるということで、船の長さに合わせて整備の延長がちょっと変わっているという部分になります。あと、全体の傷み具合といいますか、今回やりますのは、一番最初に整備した部分であります。全体的に傷んではきているのですけれども、まず一番最初に整備をいたしまして、ひどく傷んでいる部分を漁業協同組合さんのほうでここを整備したいということで、その後についてはまた組合さんのほうで考えながら実施していくかどうかという判断をされるものと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　アライグマの関係でありますが、予算書の中で箱わな10基購入というような説明がありましたが、これはアライグマの捕獲を考えてのものなのか。そしてまた、これらを一般に貸出しなどするのか。ここら辺について伺います。

それと、船揚げ場の関係ですが、６、７年は取りあえず、取りあえずといいますか、一番先に工事をやったところだということで、この後についてはその状況、それらを見定めた上で考えるということだと思います。

それで、もう一つは、この中で６年度の前段行われた重点事業の説明のときには、北海道の地域づくり交付金を予定しているというような内容があったかと思いますが、これらが採択となったら幾らを見込んでいて、そのときの財源内訳はどういうふうになるのか教えていただければというふうに思います。

○議　　長　水産林務課長。

○水産林務課長　まず、アライグマのわなの関係ですけれども、今回箱わなを買う予定をしておりますけれども、こちらのほうはアライグマとキツネを併用しておりますけれども、10個買うという理由ですけれども、今も15個ほど所有して、それを設置をして捕獲をしているのですけれども、キツネのときはあまりなかったのですが、アライグマに結構壊されるという。五本指で力が強いということなのか、結構破損するということがありまして、今回わなを購入して、15個程度は所有して町のほうで苦情があれば設置をしていきたいと考えております。

貸出しの関係ですけれども、今のところは町で設置と考えております。また、アライグマに関しましては、特定外来種ということで町のほうも防除計画を策定しております。計画を策定していれば、町が講習会等を開けば貸出しもできるというような制度を、この計画を樹立することによって可能ではありますけれども、貸出しをした後に処理ですとか見回りですとか、そういうのがまたたくさんになっていくとなかなか難しい部分もありますので、ここら辺を検討しながら、そういうふうにも方向性を広げていければなというふうに。たくさんの捕獲をできればというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

次に、導船物揚げ場ですけれども、地域づくり総合交付金申請が、採択されたら幾らかということだったのですが、資料の61ページになるのですが、交付金申請予定より3,750万円というふうに記載をしてあります。この事業が採択された場合には、当該交付金を決定額に上乗せしてということですので、この過疎のハードと別にして、その補助金を町を通じて漁業協同組合の方に交付をするという内容になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　交付金の額が聞き取れなかったので、もう一度教えていただければと思います。

それで、アライグマのほうについて伺います。アライグマについては、家庭の屋根裏だとか床下などにも生息するようなことで言われていますし、凶暴性も強いというようなことであります。それで、これらについてはもう少し町民への広報周知みたいのが必要ではないのかなというような気をして見ています。何かあまり住民周知というか、アライグマがこの辺に出ていますよというのが分かっていないような気がするのですが、広報周知の考えをお聞きをいたします。

○議　　長　水産林務課長。

○水産林務課長　まず、中番屋の物揚げ場の地域づくり交付金の額ですけれども、3,750万円の申請予定額となってございます。

続きまして、アライグマのほうですけれども、広報周知ですけれども、こちらのほうは現在増えているということで、自分たちでも防除というか、やってもらわなければならない部分もありますので、ほかの有害鳥獣と併せて広報周知を図っていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○議　　長　７番、脇坂君。

○７　　番　私のほうから商工費、179ページの中段、水芭蕉群生地木道補修工事について、少しお聞きしたいと思います。

ここの木道は、今現在30メートルのところで封鎖されているのです。封鎖しているときに、何か保護鳥が営巣するということで、自然団体か振興局かで人がいてはまずいということでここを封鎖したように聞いておりますけれども、今この封鎖が解かれるのか、その辺お聞きしたい。

この木道も20年もたっているということで、差し当たり写真で、現地見ていないからあれなのですけれども、写真で見ていると、非常に傷んできているところと傷んでいないところが極端なのですけれども、木というのは防腐期限があって、ある程度20年ぐらい過ぎると非常に腐れるのが早くて、次から次と腐れるのでないかなと察するところです。見ていると、落ち葉が非常にたまっていたり日陰になっていたり、この後もしそこだけ修理しても、なお危険性があるような気もしております。

そのようなことで、封鎖が解かれるのか。また、封鎖を解いた後、人がどんどん入っていくということになって、また足が落ちてけがをするというようなことが起きる可能性もありますので、できれば私は下板は全部ある程度の間隔か、できれば危ないところは全部取り替え、ここが危ないということで取り替えるのでしょうけれども、それ以上にこの間は全て取り替えるとか、ある程度手を打たないと、次から次とまた腐ってくるのでないかなという気がしております。

また、果たしてこれだけの長い距離が水芭蕉群生地を見るために必要なのかということ。私は、この半分の200メートルぐらいでも十分ではないのかなという。費用対効果というのですか、やっぱりそれだけ投資して直して、観光客がどっと来て見てくれるのですよとかというものがあるのかどうか。その辺もありますので、思い切って半分ぐらいにして、半分をきちっと改修するのか。その辺のほうが将来的には無難でないのかなという気がしております。木というのは、乾燥していればそれほど腐朽しないのですけれども、ですから手前のほうの封鎖地点から少しの間は非常に太陽が当たって乾燥していますので、風化はしないのですけれども、木の葉とか湿地帯というのは非常に腐れやすいということで、私はその辺をやるのであればきちっとやるということにしたほうが

いいのではないかと思いますけれども、差し当たりもう少し考えを聞きたいなと思います。

○議　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　脇坂議員のご質問でございます。

芭露の水芭蕉群生地の関係でございますけれども、ご承知のとおり４月中旬ぐらいから下旬にかけて見頃を迎える芭露の水芭蕉となっております。現在もちょうど見頃の時期に封鎖しているわけでございますけれども、隣接する芭露川の河川改修の工事が継続中ということでありまして、その施工者である北海道による環境アセスメントの結果、その近くに希少生物の営巣された巣があるということから、北海道から４月から８月までの間、その期間は水芭蕉の群生地に設置している木道への利用が制限されているという状況でございます。これがあと１年、２年して、芭露川の改修等が終われば、この環境アセスメントの部分がなくなってきて、通行の可能制限が解かれるのかなということで思っております。そういうことで、通れる状況になるまでに傷んだ部分は今回解消させていただくという流れでございます。

もちろん造ったときには防腐処理等をしているわけでございますけれども、経年によって少し土台のほうが弱くなったり、周りに国有林の木がかなり立っているのですけれども、それも木が風によって倒れたり、そうすることによって柵だとか、木製ですので、それが壊れたりだとかという状況でこの程度の今修復しなければならない部分というのがあるわけでございます。危険性という部分につきましては、注意しながら危険な部分は取りあえず今のところは部分補修をしながら対応をしていきたいということを今考え、このような予算を措置したわけでございます。

今後、この長い400メートルもある木道でございますので、これを全部取り替えて新しくしようとすれば、今回も見積もってみたのですが、億単位の経費がかかるということで、今後これをやり替えることになるとすれば、長い部分を議員おっしゃるとおり短くして、100メートルなり200メートルにして整備をするとかという考えはしていかなければならないのかなというふうに考えております。

そういうことで、今のところそういう北海道からの利用制限もございまして、通ることができておりませんけれども、今後はそのような形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　７番、脇坂君。

○７　　番　この写真を見る限り、普通は腐っていても人が入ったりなんかしなければ落ちるとかと、自然と傷んでいるという状態が続いて、見ている感じで落ちているということは、間違って人が入って落ちているようなのかな、そ

れとも調査に入ってこのようにしたのか私も分かりませんけれども、封鎖はいつになるか分かりません。あと２年かそのぐらいで解けるのかなという話ですけれども、そこへ持ってきて、この先どうするかということもはっきり決まっていないようですし、もう一度やっぱりこの木道をどうしなければ、将来的にもどうしなければならないかということを、ずっと残すというのであれば、腐れたところだけ直しながら使っていきますというのは、それはそれでいいのですけれども、もう20年たって、またあと10年もたったらほとんどのところが傷んで、結局はまた全体に取り替えなければならないというようになりかねないと思うのです。私は、やっぱりはっきりもう一度検証して、どうしなければならないかということを、私はもう一回見直したほうがいいように思うのですけれども、その辺はやはり何が何でも今年度やるということなのかお聞きしたいと思います。

○議　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　水芭蕉の木道の関係でございますけれども、今回予算を措置させていただく前に、もちろん現地を見させていただいて、現地調査をしているわけですけれども、部分、部分で木が写真のように割れていたり、先ほど言いましたとおり倒木により柵が壊れたりという状況で、今すぐ全て直さなければ危険ですよという状況ではないと判断したものでございます。今のうちは、崩れたところを直しながら使っていくことで支障ないのかなということも判断いたしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　７番、脇坂君。

○７　　番　一時的でも直したいというなら、それはこれだけの1,100万円からの金を投資するわけですから、それなりのことをきちっとやってくれると思うのですけれども、ただここで本当に封鎖がいつ解けるか分からない。２年後解けるのでないだろうかという話はしていますけれども、それでも２年後になったらまた傷んでいるところを直すということになりかねないわけですから、その辺はよく慎重に対応してもらえたらという気はしております。

どちらにしても、きちっと守って、人の入らないようにだけしないと、この辺のことは危険ですから、一時的でも直さなければならないのかなという気はしますけれども、できればその方向性をきちっと考えるときでは、もう20年以上たっていくわけですから、考えて、やはりどうするべきかということは、この次の段階ではきちっと出していかなければならないのではという気がしておりますので、もう一度どの程度まで、一応調査はしたのでしょうから、ここら辺で収まるのかなと思いますけれども、できればもうちょっと方向を考えて、やれることがあれば、もう一年ぐらい余裕あるのかなという気をしておりますので、その辺もお聞きしたいと思います。

○議　　長　町長。
○町　　長　水芭蕉群生地の木道の改修のことでございます。
ここについては、今まで閉鎖して、なかなか肝腎なときに、一番いいときに入れないというような状況が続いてございました。しかし、河川改修も旧芭露小学校の裏以降にも進んできておりまして、この閉鎖ももう北海道のほうに言って大きく影響はないだろうというようなことをしていかないとならないと考えてございます。併せてこの場所、我々も現地に行って、中に入ってずっと見てきてございます。これ、北海道事業、中山間事業で整備したものでございますので、それらの部分については当然利用の効果等も出していかないとならない部分もございます。
今改修すれば、まだこの部分的な改修で利用できるのではないかという判断で業者さんにもその部分見ていただいた中で最低限の修繕がどこまで必要かということを出していただくと、この金額で当面の活用はできるのではないかということであります。今直しておかないと、この先本当に使えなくなると思います。自然に触れる場所として、400メートルの遊歩道がありますので、何とか活用していきたいという部分もありますので、この閉鎖についても北海道のほうと十分協議をさせていただいて、速やかに閉鎖を解けるような形で進めていきたいというふうに考えてございまして、この部分の改修をして、より自然に触れていただけるような体制を取っていきたいというのが思いでございますので、その中で費用対効果の問題は当然あろうかと思いますけれども、この整備について大きなお金をかけて実施した部分でございますので、最低限の費用の中で再利用ができるような形で今回整備をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　１番、関野君。
○１　　番　赤ナンバー12、65ページ、７款１項ですか、その他観光振興事業に関する経費でございますけれども、６年10月５日で合併15周年を迎えるということで、花火をするということで、前に錦町ですか、まちづくり懇談会で花火云々という話がありましたけれども、それとは別の形でと私は理解していますけれども、合併15年を節目に祝いたいという、そういう花火大会でございます。
それで、これは湧別町全体に係る花火大会ですので、自治会連合会、町も含まれたそういう組織の中身の中でも話をしてもらって、協力願って全町でお祝いしたらいかがかと思いますので、その辺を自治会連合会とも話しながら進めてほしいなと思いますけれども、いかがですか。
○議　　長　商工観光課長。
○商工観光課長　関野議員のご質問でございます。

合併15年の節目を迎えるに当たりまして、この資料にあるとおり花火大会をやったらどうかということで提案したものでございます。もちろん合併15周年ということで大きな事業になりますので、春先の自治会長会議等でもお知らせをいたしまして、周知をして、町民全体で盛り上げていけるような大会にしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　説明、よく了解しました。

終わります。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　商工費で177ページ、指定管理の関係なのですけれども、新年度からまた新たに契約するということで、ほかを５年の契約で、しらかばとレイクパレスの件なのですけれども、しらかばとレイクパレスにおいては今後２か所だけ３年の契約ということなのですけれども、しらかばとレイクパレスで質問したいのですけれども、レイクパレスに関しては去年、いっとき断ったりとかいろいろな問題があったのですけれども、今年度におきましては前年度より400万円近くですか、委託料がほかの施設から比べたら多い金額かなと思っているのですけれども、今後のレイクパレスの在り方、やはり担当の職員が、ほかの施設もそうですけれども、やはり指定管理に任せっ放しということではなくて、常時というか、毎日ではないですけれども、月に１回とかそのぐらいの単位でどのような仕事をされているかというのは、やはり少し見て歩いたほうがいいのかなという面もあります。そういう点について、去年の反省点として今後どういうふうにされるのか、何か考えがあればお聞きしたいと思います。

それと、しらかばの件については、調理人さんの件なのですけれども、今後のこともあり、調理人さんというのはしらかばに置くように決定しているのかどうか、その２点お伺いしたいと思います。

○議　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　指定管理の部分で、しらかばとレイクパレスの関係でございます。

まず、レイクパレスのお話で、昨年の議会等の中でもありましたけれども、お客さんから電話あった部分について断っていたこともあったということで、そういうことに関しましてはすぐ指定管理者のほうに言いまして、今後そういうことのないようにということで指導をしたところでございます。今後におきまして、今回３年間のうちに、３年間といえども３年後に決めていたのでは遅いわけでございますので、１年ないし２年の間で今後の方針について決めていかなければならないと思っております。具体的にはまだあれですけれども、この間で方向性については決めていきたいということでございます。町としても、

山本議員言われるとおり、任せっ放しでなく、現地に赴いて実情を聞きながら、状況を聞きながら進めていきたいなというふうに考えております。

また、しらかばにつきましては、しらかばもレイクパレスもそうなのですけれども、ちゃんと料理人を置いた上で、また新しい指定管理を行ってくださいという、それは協定、仕様書にもなっておりますので、そこら辺につきましてはこの間も指定管理者のほうにその料理人の配置、雇用についてはお願いしますという話はしております。ただ、なかなか、今募集している状況で何件か応募があったらしいのですけれども、料理人さんを募集して応募があったらしいのですけれども、条件が合わなくて今まだ決まっていない状況だということですので、指定管理者としては派遣会社とかそういうところにもお願いをしながら料理人の配置をしていかなければ駄目かなというふうに聞いております。そういうことで現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　レイクパレスとしらかばですね、３年契約ということは、やっぱり今後見直しをしていかなければならないかなという施設かなと思うのですけれども、やはり来てくれる人が少ない、少ないということだけではなくて、お客さんのニーズに合わせて食事をつけてほしいとか、そういうのに対応していかないと、ますます来る方が少なくなるというのは目に見えていますので、やはりお客さんの希望に合った形ができるように、料理人さんにしてもいっときはレイクパレスとしらかばと彩湖ですか、３施設に１人ぐらいという感じで、必要なときに回っていたというときもありましたけれども、やはりお客さんが希望するのにきちんと応えられるような体制を組んで、一人でも多くの方が利用してもらうように。３年間と言っても、その３年間の場合でもきちんと委託料というのを払っているのですから、その辺はきちんと踏まえて仕事していただきたいなという指導をしていくべきではないかなと思うのですけれども、お願いします。

○議　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　山本議員おっしゃるとおり、３年の期間といいましても、それは今後の方針を決めるための３年であって、やることは変わりませんので、そういうサービスだとか、そういう誘客、集客の部分については引き続き指定管理者と一緒になって、どういう方法がいいのか。新しい取組というか、そういうことを考えながらやっていきたいと思いますし、料理人がいることは前提ということで進めていかなければなりませんし、お客さんのニーズに合わせた料理だったり、料金設定もそうだと思うのですけれども、その辺も考えながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　　（な　し）
○議　　長　なければ、第５款労働費、第６款農林水産業費、第７款商工費の質疑を打ち切ります。
　次に、第８款土木費、第９款消防費の質疑を行います。ございませんか。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　なければ、第８款土木費、第９款消防費の質疑を打ち切ります。
　次に、第10款教育費の質疑を行います。
　２番、高田君。
○２　　番　それでは、209ページの中段、（７）です。ヘルメットの購入補助に要する経費、同じく215ページ、同じく（７）のヘルメット購入補助に要する経費でございます。
　令和７年４月に上湧別の義務教育学校が開校するということもありまして、恐らく通学する方の距離が長距離になります。そして、自転車を利用する児童生徒も増えるのでないかと考えるわけでございますけれども、今現在ヘルメットの装着については努力義務というふうになっておりますけれども、やはり通学距離が延びますと交通事故に遭うケースも増える可能性ありますので、事故の防止等でやっぱりヘルメットをかぶったほうがいいのではないかなというような気はいたしますけれども、これについて教育委員会としては親に対してどのようなヘルメットに関するお願い、指導をするという考えでございましょうか。よろしくお願いします。
○議　　長　教育総務課長。
○教育総務課長　高田議員のご質問にお答えしたいと思います。
　小中学校のヘルメットの着用でございますが、これまで小学校及び義務教育学校前期課程の児童の交通事故防止のためにヘルメットの購入費の一部を予算の範囲内におきまして補助をしまして、児童の交通安全に寄与することを目的にヘルメットの購入代金の一部助成をしてきたところであります。
　議員おっしゃるとおり、令和５年４月１日から道交法の一部改正によりまして、全ての自転車利用者に対しまして自転車乗車用のヘルメットの着用義務、努力義務が課されたところでございます。これに伴いまして、町の購入費助成につきましては、範囲を中学生まで広げまして、また義務教育学校の後期課程まで拡大をいたしまして補助を行ったところでございます。この部分、中学生並びに後期課程の生徒に対しましては、各学校より保護者宛ての制度周知のチラシを配付いたしまして、ヘルメットの購入につきまして推進を行ってきているところでございます。
　なお、今年度、令和５年度の実績といたしましては、小学校につきましては17件、中学校につきましては３件ということで、中学生の着用率が低いという

こともございましたので、このことにつきましては度重ねるごとに学校長に対しまして保護者に対しての啓発並びに来年度におきましても中学生並びに小学生に対しまして着用の啓発につきましては引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　今義務教育学校の関係で出ましたので、義務教育学校が来春から開校ということで、通学の関係なのですけれども、２キロ以上はスクールバス通と、２キロ以下は徒歩で通うのか、スクールバスには乗れないということなのですけれども、義務教育学校の入り口から前後、街灯がないということが……。よく私も見ましたけれども、チューリップ側に二、三灯ついているぐらいで、あと神社側とか、両側については２キロ以内はほとんど防犯灯も街灯もないという状況なのです。これは、父母のほうからも防犯的に問題があるのでないかというご意見いただきましたので、今後ここの部分について、街灯なり防犯灯の関係、どのように考えておられるか。

○議　　長　ヘルメットはもういいのでしょう。

○４　　番　ヘルメットはいいです。

○議　　長　教育総務課長。

○教育総務課長　村川議員のご質問にお答えしたいと思います。

上湧別義務教育学校の開校に伴いまして、現在スクールバスの利用につきましては２キロ以上の児童生徒を対象にしているということで、それ以内の児童生徒につきましては徒歩または自転車通学ということになるかと想定をしております。

今議員がおっしゃるように、夜間の防犯灯、街路灯の設置につきましては、現在上湧別義務教育学校となる上湧別中学校の前にバス停がございまして、それ以降両側２キロ以内につきましては現状把握をさせていただきながら、必要な部分につきましては防犯灯につきましては自治会に要望をさせていただき、現地も確認をいただきながら検討させていただきたいと思いますし、街灯となりますと、またその部分につきましても関係する担当とも協議をさせていただきながら、現場のほう、安全、安心に子供たちが通学できるような形で対応したいと思っております。

現在上湧別中学校につきましては、夜間自転車等、徒歩等で通学している部分ありますので、この辺も含めまして学校にも確認を取りながら、道路上現場が暗い、その辺も含めまして確認をしながら対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　この辺については分かりました。

教育関係でもう一つありますので、ついでにやらせていただきます。

217ページ、教育費の（２）の７報償費の中で成人式の関係なのですけれども、成人式のしおりというのですか、あまりに貧弱だと。だんだん悪くなってきていると。せっかく成人の記念として残しておきたいのに、ただの紙切れだという親からのご意見もありましたので、これら含めてもう少し保存しやすいようなものになっていかないのかどうか、その点だけお伺いをいたします。

○議　　長　社会教育課長。

○社会教育課長　村川議員から成人式、20歳の集いのしおりの関係でございます。

20歳の集いのしおりにつきましては、数年前からだったと思いますが、印刷会社に発注ということではなくて、教育委員会で手作りで作らせていただいております。ただ、紙につきましては、レザック紙といいまして、厚紙の模様といいますか、いいレザック紙というものの特厚紙を使って作らせていただいておりますし、しおりの中身につきましても、デザインにつきましても課で十分、当然お祝いですので、お祝いの気持ちが伝わるようなデザインにしていきたいということで、実は職員も研修会を受けまして、そういったデザインですとか構成の工夫もさせていただいております。ただ、今村川議員言われましたとおり、いい内容にというご意見ありましたので、お祝いの席ですので、さらにいい内容に感じていただけるようなしおり作りをしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　教育委員会が独自で経費節減のためにも相当頑張っているということはよく分かりました。

ただ、今の紙よりもう少し程度のいい形になれば、なお幸いかなというように思っていますので、その辺今後十分検討して進めていただければというふうに思います。

○議　　長　社会教育課長。

○社会教育課長　村川議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、今使っていますしおり、今回ご提案させていただいている予算の範囲内になりますけれども、紙質につきましても調査研究させていただきまして、成人者にとっていいお祝いのものになるように鋭意努力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　予算書、11ですけれども、221ページ、文化財保護に要する経費、ここに12の委託料で文化財環境整備委託料402万6,000円ございますけれども、恐らくこれはシブノツナイのことをいっているかと思いますけれども、私も昨

年、湧別良いもの見よう聞こう会か何かで見に行きました。非常にすばらしいものなのですけれども、ただ場所によっては全然場所が分からない部分もありましたので、もう少しそういうものを、観光資源とは言えないけれども、もう少し活用を上手にできないかと思いますので、そのことにつきまして考え方をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議　　長　社会教育課参事。

○社会教育課参事　関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

シブノツナイについては、現在調査中でありまして、今後価値づけをしていきたいなと思っております。そういったものが固まった段階で看板等については考えていきたいなというふうに思っております。

今シブノツナイに関しては牧野との共同で使っておりますので、牛が放牧されているときには人が入りにくいとかという、今いろんな条件がありまして、そんなに来ていただいても見られなかったりとか、牛との関係がありますので、あまりそこに邪魔にならないように等考えております。

今後は、価値づけができた段階においてどのようにして見ると見やすいのかというのを検討していって、より多くの方に来てもらえるような形にしていきたいと思いますので、その段階にまだ、調査を終えて、どのような価値があるかというところに重きを置いて今活動しているという状態です。

以上です。

○議　　長　１番、関野君。

○１　　番　ドローンで見ますとすばらしいです。そういうことも含めて、上手に活用してくれればと思いますので、終わります。

答えは要りません。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　教育費の中の、２点あるのですけれども、203ページの湧別高等学校存続対策事業補助金、中間ぐらいなのですけれども、この中で湧別高校が存続のＰＲとして道外からの志願者を募集するということであったのですけれども、去年の段階では宿泊施設とかまだ方向性が決まっていなかったのですけれども、今回発表が来週の月曜日、18日なので、志願者がいてもまだはっきり分からないと思うのですけれども、一応希望者として、新聞にも載っていましたけれども、町内で24名、あと町外で７名という数字が出ていたのですけれども、その数字の中で通学するのに家から通えないような志願者がいたかどうか。それとまた、いた場合の宿泊施設について、町側としては用意できているのかどうかお伺いしたいと思います。

もう一点は、215ページに新年度の、中間ぐらいに通学費補助費として、今の中学生ですね、上中の生徒に対しての２キロ以上で中湧別、上湧別、開盛地区

の通学の補助費が出ているのですけれども、今年度の予算には出ないのですけれども、今上湧別義務教育学校ができる中で、その方たちもきっと２キロ以上の方に今年度スクールバス３台を購入するということなのですけれども、そのバスに利用できる該当者、何年生以上なのか、その辺り決まっていたら、それをお聞きしたいと思います。

○議　　長　教育総務課長。

○教育総務課長　山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

２点目にありましたスクールバスの利用の関係でございます。令和７年４月開校予定をしております上湧別地区義務教育学校につきましては、前期課程、それから現在の小学校に通う児童につきましては通学距離が遠くなるといったところから、スクールバス等により通学の体制を新たに整えることとしてございます。

スクールバスの利用対象者につきましては、義務教育学校、現在の上湧別中学校までの距離が２キロ以上となる児童生徒としてございます。これは、町内、他の学校も含め、現在のバス利用のルールと変わりはございません。

次に、スクールバスに乗車できますのは、４年生までといたします。１年生から４年生までとしまして、５年生以上につきましては現在の上湧別中学校に通学する生徒と同じく民間バスを利用いたしまして、その利用に対しましては通学費の全額を助成することと考えてございます。ただし、旭地区、それから富美地区の児童生徒につきましては民間路線バス運行がないため、この部分につきましては全学年をスクールバスの乗車の対象としたいというふうに考えてございます。

２キロ以上の児童生徒を対象とすることにつきましては、対象とする児童生徒の根拠について、現在上湧別中学校まで通学するのに営業バスを利用している生徒がおりまして、この通学費の負担軽減を図るために湧別町通学費補助要綱に基づきまして支援しているところでございまして、この要綱に定める補助対象者につきましては、児童生徒の自宅から学校までの距離が２キロを超える児童生徒と定めてございまして、スクールバスを利用する児童生徒につきましてもこの要綱に定める通学距離２キロを超える児童生徒を乗車の対象としたいというふうに考えてございます。したがいまして、上湧別義務教育学校に通学する児童生徒につきましても同様の扱いとしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議　　長　未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　山本議員の湧別高校の、恐らく地域みらい留学の件のお話かと思っておりまして、今年、令和６年入学者に対する道外からの募集の件だと思います。

この件につきましては、昨年は教育費で組んでおりましたけれども、今年から93ページの湧別高校魅力化に要する経費の中で地域・教育魅力化プラットフォーム負担金、これを総務費のほうに移管して予算計上をした内容であります。先ほどありましたように、施設、道外、もしくは宿泊施設を利用しなければならない生徒については、令和６年の入学者についてはいないということで聞いておりますし、施設については準備はしております。

以上でございます。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　なければ、10款教育費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１６：００）

再　開　宣　告（１６：１０）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なければ、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

２番、高田君。

○２　　番　令和６年度の税制改革によりまして、定額減税が行われるということで、所得税が３万円、これは地方交付税で後から補填されると思うのですけれども、住民税が１万円、これは減税されます。これによりまして、本町の減収分はどの程度になるか、試算されていればお聞かせください。

○議　　長　住民税務課長。

○住民税務課長　高田議員のご質問にお答えしたいと思います。

町民税の部分でのご質問ということでございます。個人住民税の定額減税については、まだ詳細な内容は総務省のほうからは来ておりませんが、今現段階でお答えできる範囲ということでご理解を賜りたいと思います。

それで、個人住民税の試算の中では、所得割のほうが3,770人程度ぐらいかなということで、ざっくり3,700人かなということになるかなと思うのですが、全部が課税の対象となる、１万円を超える方がある程度、ほぼ占めるのかな。ただ、部分的な方も百数十人ぐらいはいらっしゃるのかなということで計算をざっとしますと、扶養の方、配偶者の方もおりますので、想定としては5,000万円程度かなということで、個人住民税の減額分としてはそのようになるかと思いますが、ただご承知のとおり定額減税においては、個人住民税の減収について

は地方特例交付金で全額国費が補填されるというふうに聞いておりますので、総体的な財政には影響がないのかなというふうに税担当のほうでは考えてございます。

以上でございます。

○議　　長　６番、酒井君。

○６　　番　私のほうから地方交付税についての質問をいたします。

2024年度の地方財政の対策費は、地方一般の財源総額は23年度に比べまして6,445億円増の65兆6,980億円といたしました。その中の地方交付税は、3,060億円増の18兆6,671億円でございますが、岸田総理はこの物価高の対策としまして、24年６月から国税の所得税と地方税の個人住民税で１人当たり計４万円の減税を行う予定になっております。個人住民税の減収分は、国が全額自治体に補填する方針ではありますが、全国知事会の中ではこの地方全体に対して減額が連動した場合に地方交付税も減額になるのではないかというふうなことで心配をしております。

そこで、この地方交付税はやっぱり地方にとっては非常に重要なものでございますから、どのようなぐらいの減額を町としては見込んでいるのでしょうか、お教えください。

○議　　長　企画財政課長。

○企画財政課長　酒井議員からの地方交付税に関するご質問にお答えさせていただきます。

今質問のありました定額減税の減収に対する補填、要するに特例交付金の部分については、まだ制度内容がはっきりしていなくて周知されていないことから、この新年度予算の当初予算の中ではその部分については見込んでおりませんので、それについてははっきりした段階でそういう補正なりの必要があれば、その部分について補正予算なりで対応していきたい。そのときに説明させていただきたいと思ってございます。

それで、今現在地方交付税については、国の地財計画における配分が、いわゆる出口ベースというのですけれども、その伸び率が1.7％増ということで来ておりますので、そういった形で今普通交付税については1,000万円増で当初予算には計上させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議　　長　ほかにありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　なければ、歳入の質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論を終結します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第４、議案第30号　令和６年度湧別町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めまして、討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論を終結します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり決定いたしました。
日程第５、議案第31号　令和６年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑を終結し、討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論を終結します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり決定いたしました。
日程第６、議案第32号　令和６年度湧別町介護保険特別会計予算を議題といたします。
提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案について質疑を行います。
10番、山本君。
○１０　番　新年度から基準額ですね、月額、介護保険料5,200円に上がるということなのですけれども、この5,200円の金額というのは、北海道全体でどのぐ

らい、今平均が幾らぐらいになっているのでしょうかということと、あと要介護、要支援の数は予算的には数字は変わらないのですけれども、湧別町としてはどのぐらいの人数が増えているのか減っているのか、その点お伺いしたいと思います。

○議　　長　福祉課参事。

○福祉課参事　山本議員の質問にお答えしたいと思います。

令和６年度からの介護保険料につきましては5,200円ということで、湧別以外の部分はまさしく今どこの市町村も協議をして決定しているところでございます。第８期の介護保険料でいきますと、全道平均でいけば5,700円、オホーツク管内でいきましたら5,200円というのが平均でございますので、第８期でいけば湧別町は5,000円ですので、平均よりも200円少なかったということで、全道平均からすると700円というところでございます。ですので、第９期はこれからほかの市町村、どこの市町村も議会に諮っているところでございますので、ただ第８期で5,700円ということですので、それよりは下がるということはないのかなというふうに思ってございます。

要支援の数と要介護の数というのは、なかなかお答えすることは難しいのですけれども、令和６年度でいきますと、要支援者が163人、要介護者が480人ということで、合わせて643人というふうな見込みでございます。ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　10番、山本君。

○１０　番　要支援163名と要介護480名というのは、これは新年度の予定ですか。ということは、令和５年度より人数的にはどうなのでしょうか。数字出ませんか。

○議　　長　福祉課参事。

○福祉課参事　再質問にお答えしたいと思います。

ほぼ横ばいという状況でございます。ということでよろしかったですか。

ほとんど、差としましては数十人の違いということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑を終結し、討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第７、議案第33号　令和６年度湧別町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑を終結し、討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第８、議案第34号　令和６年度湧別町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑を終結し、討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第９、議案第35号　令和６年度湧別町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑を終結し、討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、本定例会以降明年３月定例会までの間において随時理事者より要望などのため出張の要請があったときは、その内容により議長または関係の議員を派遣することとし、さらにそのほかの出張や出張の細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしたとおり決定いたしました。

日程第11、閉会中の所管事務調査等の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により本日で閉会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和６年第１回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉　会　宣　告（１６：２８）

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会　議　長　村田一志

湧別町議会　議　員　加藤政弘

湧別町議会　議　員　村川勝彦